

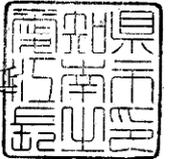
2 江 環 第 2 9 7 号  
令和 2 年 1 0 月 1 6 日

愛知県知事 大村 秀章 様

都市計画決定権者

江南市

代表者 江南市長 澤田 和延



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要等について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成 1 0 年愛知県条例第 4 7 号。以下「条例」という。）第 3 1 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 1 8 条の規定に基づき、尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解を、別添のとおり作成しましたので送付します。

担 当

江南市経済環境部環境課

電 話：0587-54-1111（代表）

メール：kankyou@city.konan.lg.jp





尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

1 準備書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

1) 縦覧状況

- ・縦覧期間：令和2年8月14日（金）～9月14日（月）
- ・意見書提出期限：令和2年9月28日（月）

表1 縦覧場所及び縦覧者数

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	3
		布袋支所	3
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	1
	大口町	まちづくり部環境対策室	1
	扶桑町	産業建設部産業環境課	0
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室 環境政策課	1
合計			9

2) 意見書の提出状況

準備書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は5通（108件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表2に示すとおりです。

表2 準備書についての意見書の意見の分類

分 類		意見数
1	都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見	12
	（1）都市計画対象事業の目的に関すること	3
	（2）都市計画対象事業の内容に関すること	9
2	方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解に関する意見	3
	（1）社会的状況に関すること	3
3	計画段階配慮事項に関する内容に関する意見	1
4	方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関する意見	22
	（1）方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関すること	22
5	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、及び評価の手法に関する意見	1
6	環境影響の調査、予測及び評価に関する意見	55
	（1）大気質に関すること	9
	（2）騒音及び超低周波音に関すること	9
	（3）振動に関すること	4
	（4）悪臭に関すること	1
	（5）水質に関すること	5
	（6）地盤・土壌（土壌環境）に関すること	2
	（7）地下水の状況及び地下水質に関すること	2
	（8）日照障害に関すること	5
	（9）動物に関すること	7
	（10）植物に関すること	5
	（11）生態系に関すること	1
	（12）景観に関すること	2
	（13）廃棄物等に関すること	1
	（14）温室効果ガス等に関すること	2
7	事後調査計画に関する意見	1
8	その他の事項に関する意見	13
合 計		108

## 2 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表3(1)～(44)に示すとおりです。

表3(1) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見（計12意見）	
	(1) 都市計画対象事業の目的に関すること（3意見）	
1	<p>* 建設地の決定経緯は公明盛大に            方法書への意見「*p7 建設地の決定経緯として、“犬山市塔野地地区…犬山市善師野地区…犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。”とあるが、それぞれ3回の地元調整が難航した理由を明記すべきである。こうした事実を明らかにすることが、今回の計画地で同様の問題が発生しないかを判断できる重要な要素である。」に対し、“過去の地元調整が難航した理由については、ごみ処理施設という性質から主に生活環境への影響に対する懸念によるものと考えております。今回の建設地の決定にあたっては、地元との意見交換会をはじめ、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組み及び経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、正式な候補地として決定しております。また、令和2年4月には、地元6地区との公害防止協定を締結しており、…同様の問題は発生しないと考えております。”p220とあるが、各地区とも個別に選定結果を押し付けるだけで“市内の3ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された5つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。”p5と言うような選定基準と評価内容を当初の段階から正確に説明しなかったことが主要因である。</p>	<p>江南市内の5地区から北浦地内を選定する段階で配慮書手続きを実施することは、ごみ処理施設の性質上、各候補地の地元住民に不安や混乱を与えるという懸念があったことから建設地決定後に配慮書手続きを実施しています。</p>
2	<p>* 候補地決定こそ配慮書段階で            方法書への意見「*p7 建設地の決定経緯として、…嫌悪施設の受入を表明した江南市の態度は評価できるが、その後の経緯で、“江南市…5つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価”という点に違和感を覚える。中環審答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」で、…「対象とする計画の段階は、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべき。」としており、本来はこうした候補地選定という重要なことこそ、ごみ処理施設の計画段階配慮書で、第1に扱うべき事項である。位置が決まってから、その中の施設配置、煙突の高さ・位置などを検討するような配慮書ではほとんど意味がない。一定の評価基準項目が適切なのか、評価結果が適切かなど、検討すべき点はいろいろあり、事務局の江南市が作成し、それを地元だけに説明するという事は避けるべきであった。」に対し、“ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定にあたっては地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されました。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施しています。”とあるが、計画段階配慮書の性格を大きくゆがめるものである。</p>	<p>同上</p>

表 3(2) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	<p>* p7 候補地で評価が×の項目への対応を                      江南市による評価結果で得点が1点の×が“学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無”であり、その内容を確認すると、“周囲 500m以内の住宅等が 500 戸以上である。” p6 に該当するためであり“まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、西側の江南市草井町となっている。” p118 と記載してある。このため、選定されたこの地区への騒音、低周波、日照被害などの環境影響は極力少なくなるような措置が必要である。間違っても日影規制の規制基準を守れていればよいなど考えるべきではない。</p>	<p>本準備書において、現時点の事業計画を基に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、騒音、低周波音、日照等の影響を少なくするための措置を検討し、その内容を準備書に記載しております。</p> <p>また、今後詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるように検討してまいります。</p>
(2) 都市計画対象事業の内容に関すること (9 意見)		
4	<p>* 粗大ごみ処理施設の能力に疑問                      粗大ごみ処理施設の処理能力は、処理能力=計画年間日平均処理量(a)÷実稼働率 (b)×計画月間変動係数(c)で、                      処理能力=(7.6t/日) (a)÷((365日-115日)÷365日)                      (b)×1.26(c)=13.98t/日≒14t/日(小数点以下繰上げ)とある p14。このうち、計画処理量(a)は、2市2町のごみ処理基本計画における令和7年度の年間搬入量の目標値を踏まえ 7.6t/日、計画月間変動係数(c)は、2市2町の過去5年間における月別搬入量より算出とあるので、とりあえず信じるとして、(b)実稼働率:0.685(実稼働日数(365日-115日)÷365日)とあるだけで、年間365日の内、115日は稼働しないという理由が不明である。</p> <p>ごみ焼却処理施設では、(b)実稼働率:0.767(実稼働日数(365日-85日注)÷365日)として、注)補修整備期間(30日)+補修点検期間(15日×2回)+全停止期間(7日)                      +起動に要する日数(3日×3回)+停止に要する日数(3日×3回)p13とあり、補修の整備・点検・全停止・起動・停止とそれなりに説明があるが、粗大ごみ処理施設の能力についても、これぐらいの説明ぐらいは必要である。もしかすると過大な設備投資なのではないか。</p>	<p>粗大ごみ処理施設の実稼働日数において、稼働しない日を115日とした理由については、土日や補修整備に要する日数を考慮したものです。</p> <p>その旨が分かるように評価書に記載することとします。</p>
5	<p>* 建設計画に廃棄物運搬車両の動線記載を                      建設計画で、施設配置図等があるが p19、廃棄物運搬車両の動線記載をすべきである。“可燃ごみ処理施設については DB+0 方式(長期包括運營業務委託方式)、粗大ごみ処理施設では DBM 方式とした。” p10 とのことで、施設配置等についても修正の余地が残っており、車両の動線によっては工場棟配置を約 20m 北西端から離して南側や東側に移動したり、出入り口付近の駐車場を管理棟北側に移動することで日照被害を減らしたり、騒音被害を少なくする可能性がある。</p> <p>なお、方法書では搬入車両動線が想定 p27 されているのに準備書には記載していない意味はあるのか。</p>	<p>搬入車両動線については、準備書 2-17 ページの施設配置図に示しており、方法書で示した想定車両動線と同様としておりますが、駐車場や雨水流出抑制設備の管理用通路等と見分けがつかないため、評価書において色分けをします。</p> <p>施設配置については、ご意見のとおり、今後民間事業者からの提案の中から、環境影響の低減を含め、より良い内容を選定します。さらに、詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について検討を行ってまいります。</p>

表 3(3) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

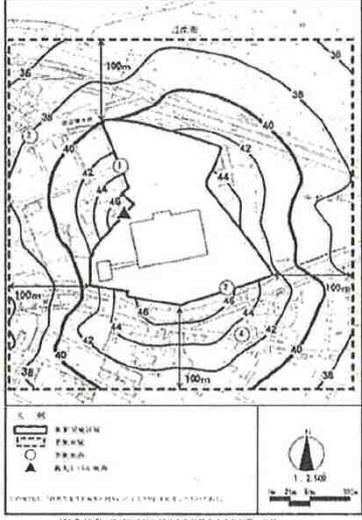
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
6	<p>*p22 公害防止の自主規制値は見直しを(騒音)  “排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、より厳しい値を自主規制値として設定した”とあるが、騒音の夜間が規制値と同じ 50dB となっていることは、“規制基準値に比べ、より厳しい値”と異なるため、表現を修正する必要がある。  “施設騒音レベルの敷地境界における最大値は、昼間で 49 デシベル、夜間で 48 デシベル” p468 であり、北西側の敷地境界で夜間騒音が 48dB と予測されており、自主規制値は法規制値の 50dB ではなく 48dB にすることは可能であるし、もう少し工場棟を南側に移動したり環境保全措置を追加して 45dB にまで下げることが可能である。</p> 	<p>自主規制値は、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。  ご意見のとおり、騒音の夜間の自主規制値は規制値と同様となっていますので、評価書で表現を修正します。</p>
7	<p>*p22 公害防止の自主規制値は見直しを(水銀)  水銀の自主規制値は法規制値と同じ <math>30 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}</math> であるが、もっと他事業所の実績を参考に下げるべきである。名古屋市南陽工場では、現施設の年 4 回の水銀排出濃度実績(市 WEB：ごみ焼却工場の維持管理状況の公表について)によれば、1 号炉が 0.27~1.1、2 号炉が 0.047~0.54、3 号炉が 0.057~1.9 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}</math> である。新施設であれば更に低減が可能と思われる。それなのになぜ、現在の施設の実績より 15 倍以上も高い値である規制基準を用いるのか。</p>	<p>自主規制値は、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。  なお、水銀の自主規制値は法規制値と同様となっていますので、評価書で表現を修正します。</p>
8	<p>焼却方式について  シャフト式  「シャフト炉式ガス化溶融炉は災害ごみ処理が可」など詳細な利点や悪い点などが計画の中に記載されていなかったと思います。使い道が多少違い、燃料なども異なりますので表記がほしかったです。  どういものか市民の皆が知っても良いと思ひ、環境及び経済的にも良い施設かどうか知っても良いと思ひます。耐久性についての情報もほしかったです。</p>	<p>処理方式については、シャフト式も含めた 3 方式から選定することとしており、処理の過程や燃料の違いについては準備書の第 2 章及び第 8 章に記載しています。  なお、耐久性、経済性を含めた 3 方式の比較検討結果については、組合が平成 30 年度に設置しました、ごみ処理方式検討委員会において、技術的かつ詳細な検討を行っており、その内容は組合のホームページにて公表しています。</p>

表 3(4) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	<p>ごみ処理場の排水装置（施設）等について、1 時間当たり 110 ミリの降雨について対応が出来るのか心配です。（過去に日本の中で実際にあった結果により）</p>	<p>排水について、「江南市雨水流出抑制基準」では 120.8mm/h の降雨強度で算定することとしていますので、基準を満たす施設を整備することとしています。</p>
10	<p>焼却するしかない生活ごみが発生する以上焼却残渣の処理は必然となります。</p> <p>廃棄物は収集・焼却のどの過程でも環境対策に万全を期さねばなりません。焼却残渣の処理においても同じです。全ての過程で行政責任を果たすことが求められており、直営による運営で行政責任を貫徹するのが筋です。環境課題の多い廃棄物処分であるがゆえに、仮に運営の一部でも民間に委託することとなれば、委託業務内容の最後の局面まで重大な管理・監督責任が伴います。ところが環境影響評価準備書(以下準備書と略)は、新ごみ処理施設の供用に伴う廃棄物の処理方法において、委託業務内容の最後の局面まで管理・監督を貫徹する責任を放棄し、「あとは任せた」式の無責任な方針となっています。</p> <p>環境影響評価は単に運搬や施設運営に関してだけではなく、焼却残渣の最終処理に関する環境影響評価も含めすべての局面に責任を負うべきと考えます。</p> <p>処理場に持ち込まれる廃棄物を外部処理方式を採用せず、最終処分を含め全てを施設内並びに施設周辺で完結させるとした前提での環境影響評価を行うととらえれば自明のことです。</p>	<p>施設の運営開始時に焼却残渣の運搬車両の追跡調査を行い、資源化先まで適切に運搬していることを確認することや、資源化の状況を実地にて確認すること、焼却残渣の搬出量及び資源化量の報告を運営事業者から得ることにより確認することで、事業者が適切に処理を実施していることを確認していきます。</p>
11	<p>「ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」の「焼却灰・焼却飛灰」の処理方式に関して</p> <p>準備書 2-14 に「ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」に至る経緯があり、「焼却灰等の全量資源化の長期的な受け入れ可能が確認できた」としています。長期的な受け入れとは、従来施設の利用実態から 20～30 年+α 年を確実に担保できていなければならず、その点準備書では抽象的に述べるだけで全く触れられていません。</p> <p>ストーカ式焼却炉に関しては、焼却灰・焼却飛灰を全量「セメント原料化、焼成、溶融固化等」により資源化としており、説明会資料 81 で焼却灰・焼却飛灰はそのままの形で「安全」に外部搬出・外部処理としています。</p> <p>セメント原料化は廃棄物の有効利用とされていますが、近年セメント生産量は頭打ちとなっており、また製品規格上、混合率に規制を加え無制限に廃棄物を受け入れられる余地はありません。「長期的な受け入れ可能が確認できた」とする根拠は、メーカーの「言い分」を鵜呑みにしただけです。責任ある行政の方針とは言えません。「受け入れ処理」の実態と将来性、その安全性を十分調査し、根拠を示してこそ環境影響評価に値するものと考えます。</p> <p>焼却灰・焼却飛灰はそのままの形で「安全」に外部搬出としていますが、飛灰は電気集塵機などによってしか採集できないとてつもない微粒子状態のものを、「適切な運搬車両」で確実に「安全」に搬出できる保証がありません。</p> <p>現在、江南・丹羽環境組合では、焼却灰・焼却飛灰に</p>	<p>施設の運営開始時に焼却残渣の運搬車両の追跡調査を行い、資源化先まで適切に運搬していることを確認することや、焼却残渣の搬出量及び資源化量の報告を運営事業者から得ることにより確認することで、事業者が適切に処理を実施していることを確認していきます。</p> <p>なお、飛灰の搬出車両は運搬企業及び資源化先の企業によって異なることが考えられますが、粉粒体運搬車を採用する等により飛灰の飛散はないものと考えます。</p>

表 3(5) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	<p>(続き) セメントを混ぜ固化する装置を焼却施設に併設し、組合保有の最終処分場に埋め立て処分しており組合の責任は明確になっています。これが最終責任のあるべき形です。</p> <p>「焼成」処理並びに「熔融固化」処理は、セメント原料化と同じく外部に持ち出しての処理であり、各処理施設での環境影響調査の対象外としています。</p> <p>いずれの処理方法も程度の差こそあれ超高温での処理であり、二酸化炭素の大量発生による環境等を含めた処理施設周辺への影響の評価、最終製品処分の安全性に関する評価も必要です。持ち出したから環境影響評価は関係なしとはなりません。行政姿勢が問われています。</p>	
12	<p>「ガス化熔融炉・シャフト式」「ガス化熔融炉・流動床式」の処理方式に関して</p> <p>熔融飛灰は「山元還元による資源化」処理としています。山元還元を行っている施設は全国で 4 か所、一番近いもので香川県の直島、次が茨城県いわき市、福岡県北九州市並びに大分県大分市です。これら施設の合計処理量は月間 12,000t 程度、2012 年時点で 7300t 程の処理となっているようです。(いずれも 2013 年現在)</p> <p>長距離輸送に加え処理枠の狭さ、還元物たる銅や亜鉛の需要の推移、トン当たり数万円の処理費用、年間 2～3 億円程度の処理費等の周辺課題もあります。委託処理による環境への影響は前述した通りです。</p> <p>熔融スラグについては「路盤材、埋め戻し材」で有効活用するとしています。</p> <p>ガラス状で形状が似たような大きさでは路盤材として柔軟性にかげ、しまりが悪く不適合との見解も広く存在しています。そうではなく安全に資源化でき、需要もあって全量処理に障害はないとの見解を保持するなら、2 市 2 町管内の土木・建設事業等で全量活用するとの方針を明らかにすべきです。</p> <p>熔融スラグの最終活用上の欠点を解消する新しい処理方式も提案されているようで、熔融スラグの最終処理を含めた環境影響を十分考慮した準備書とすべきです。</p>	<p>熔融飛灰の資源化方法については長期にわたって安定的に資源化を実現するためのリスク分散として、山元還元に限定せず、近隣の施設で実施しているような資源化方法と組み合わせることも考えられます。</p> <p>なお、熔融スラグは JIS 規格及び引取先における基準を満足していることを確認するために、民間事業者が分析・管理を行い、その結果を組合へ報告することとしており、適切に管理していることを確認します。また、2 市 2 町の公共事業での熔融スラグの一部利用についても検討します。</p>

表 3(6) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見 (計 3 意見)		
(1) 社会的状況に関すること (3 意見)		
13	<p>*p124 大気規制基準(N0x、ばいじん)の適応がわかるように  “当該対象に係る規制の内容”で、大気汚染に係る規制基準は“ばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)に該当する。…ダイオキシン類対策特別措置法…特定施設(廃棄物焼却炉)に該当する。”p124 と大まかには規制対象であることがわかるが、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類の排出基準が規模別に掲げてあり p126、128、そのどれが適用されるか判断できないため、どの規模の排出基準が適用されるか明記すべきである。</p> <p>なお、塩化水素と水銀は廃棄物焼却炉で一つの排出基準があるだけなので理解できる。騒音の特定工場等に係る規制基準は“第 3 種区域” p131、特定建設作業に係る規制基準は“①地域” p132、振動も特定工場等で“第 2 種区域” p134、特定建設作業で“①地域” p135、悪臭の規制基準も“第 3 種区域” p136 と判断できる。</p>	<p>計画施設は、1 時間あたりの焼却能力が 4 t 以上であり、排出ガス量が 4 万 m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時以上であるため、ばいじんの排出基準(廃棄物焼却炉)については 0.04 g/m<sup>3</sup><sub>N</sub> が、窒素酸化物の排出基準(廃棄物焼却炉)については 250ppm が、廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準については 0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub> が該当します。上記の旨を評価書(第 3 章)に追記します。</p>
14	<p>*p139、143 排水基準(生活環境項目)は適用されるのか排水の基準については、法の解釈違いがある。</p> <p>“排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。” p139 についてはその通りであり、ごみ焼却場という特殊性から、その遵守状況を確認するための自社測定が必要となる。また、“特定事業場からの排水が 50m<sup>3</sup>/日を超える場合には、…生活環境項目の排水基準が適用される。なお、本事業においては、生活排水処理水(合併処理浄化槽処理水)及び雨水を除き場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない計画である。” p139 とあり、プラント系排水は排水しないから生活環境項目の排水基準は適用されないかのような表現である。</p> <p>しかし、水質汚濁防止法では「排水が 50m<sup>3</sup>/日を超える場合」に排水基準が適用され、排水には生活排水処理水(合併処理浄化槽処理水)及び雨水も含まれる。これらの排水量が 50m<sup>3</sup>/日を超えれば一律排水基準が適用される。合併処理浄化槽の規模から排水量がどれだけかを示すべきである。また、上乘せ基準についても“事業実施区域及びその周囲は木曾川水域に分類され…上乘せ基準が適用される。注)新設…1 日当たりの平均的な排水の量が 20m<sup>3</sup>/日以上…適用する。” p143 とあり、生活排水処理水(合併処理浄化槽処理水)及び雨水が 20m<sup>3</sup>/日以上かどうかで基準適用が決まる。この点を明らかにすべきである。</p>	<p>本施設からの排水は、生活排水及び雨水のみです。生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う計画であり、同規模の類似施設での実績等から、生活排水は 1 日あたり 5 m<sup>3</sup>程度と想定しています。</p> <p>今後、詳細設計に基づき確定した排水量に応じ、規制基準等を遵守した計画といたします。</p>
15	<p>*p143 揚水設備は設置しないことを明記すべき</p> <p>“事業実施区域が位置する江南市は…揚水規制の第 2 規制区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受ける必要がある。” p143 とあるが、地表面下 10m 以浅でくみ上げるなど、非常に厳しい基準である。ところが、この許可基準を適用するかどうかでここで記載されていない。事業計画の給排水計画では“給水は、上水を使用する計画である。” p24 ということなので、地下水を採取しない計画のため知事許可は不要であると明記すべきである。</p>	<p>地下水の利用は行わない予定であるため、評価書において追記します。</p>

表 3(7) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	計画段階配慮事項に関する内容に関する意見 (計 1 意見)	
16	<p>* 方法書の変更点は内容、理由をまとめて説明すべき  “配慮書及び方法書の抜粋を基本としているが、追記等を行った箇所については斜体で表記した。” p171 とあり、わかりやすくなったが、“注) 事業実施想定区域は配慮書公表時のものであり、現在の事業実施区域とは異なる。” p175、209 は、どこかどう変わったのか、その理由などを明記すべきである。また、“注) 配慮書公表時の記載であり、現在は表 2.2.7(2-20 頁参照)に示した自主規制値を設定している。” p179 についても、変更内容、変更理由を明記すべきである。</p> <p>“方法書についての愛知県知事意見や意見書の内容…等を踏まえ、方法書から変更した部分について、下線等を付けて示した。” p262 については少しわかりやすくなり、事業者の努力を評価する。本来は方法書からの変更点は、別の章でまとめて理解しやすいようにすべきである。</p>	<p>事業実施区域については、3点変更しております。</p> <p>区域の北側については、宮田導水路があり緑地帯としての上部利用を想定していましたが、その後の検討の結果、宮田導水路を除いても緑地帯や施設の配置が可能であることから、除外しております。</p> <p>区域の西側については、分筆を前提に直線を基調としたラインとしていましたが、地権者との協議を行うなかで、分筆を前提としない形へ変更することとしました。</p> <p>区域の東側については、事業実施区域内にある中般若北極楽墓地の移転先を確保していましたが、区域外に移転することで調整を進めていることから、「ごみ処理施設の事業区域に含む」ということで活用していくこととしました。</p> <p>また、予測に用いる煙突排ガスの諸元の変更については、配慮書公表時は、既存施設（犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合環境美化センター）の自主規制値及び計画施設の法規制値を対比し、その中で排出濃度が低い値を排出諸元としておりましたが、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討された結果を踏まえて自主規制値を設定しておりますので、変更しております。なお、これらの内容を評価書（第2章）の事業計画に追記します。</p>

表 3(8) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
4	方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関する意見 (計 22 意見)	
(1) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関すること (22 意見)		
17	<p>* 概ね地元の合意形成は得られたのか            方法書への意見「*p9 建設地の決定経緯として、“江南市は…評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元(江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区)の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の3地区から同意を得た。そして、平成28年3月…江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。”とあるが、同意を得た3地区とは…6地区うち、どの区なのか。…“概ね地元の合意形成は得られたものと判断し”の根拠を具体的、詳細に示すべきである。」に対し、“同意を得たのは、江南市の3地区であり、扶桑町の3地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、…総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断しました。” p221 とある。            やはり扶桑町の3地区では同意が得られていなかったため、扶桑町地区での事業講演会を2014年10月26日、2015年2月21日2回開催し、アンケート結果では「般若の候補地に選定された理由に人家が少ないことがある。本当に安全なら、それは選定事由に入れてはならない。そうしたことが不信につながる。」という意見まで残っている(江南市 WEB 建設地決定までの取り組み)。これを合意形成が得られたと判断しただけであり、将来的に問題を残している。</p>	<p>学識経験者や行政担当者からなる公害防止準備委員会において、自主規制値を設定しました。この委員会には地域の代表者に委員として参画していただき、地元住民の声を反映させた内容としています。            これを基に地元6地区のそれぞれと組合が令和2年4月に公害防止協定についても締結したことから、地元6地区の住民の合意形成は得られていると考えています。            今後も、必要な情報については広報誌やホームページ以外にも地元回覧を実施し、必要に応じて説明会を開催する等、事業内容についてより一層理解が得られるように周知を図っていきます。</p>
18	<p>* 焼却炉数は2基とした            方法書への意見「* p10 “ごみ焼却施設 処理能力:197t/日”とあるが、焼却炉数を記載すべきである。1炉では、修理・定期補修などで、全停止とせざるを得ないので、まず考えていないはずであるか、2炉なのか、3炉なのか、4炉なのか。あまり小規模にするとダイオキシン類対策が取りづらい…これらが決まらないと公害防止設備の規模、能力、性能が決められないはずである。」に対し、“焼却炉数については、令和元年度に作成した「基本設計」の中で検討を行い、2炉に決定しておりますので、「第2章」に炉数を記載しています。” p221 とあるが、2019年2月に方法書を作成し、そのあと2019年度に基本設計を行い2炉に決定し、2020年8月に準備書で追記したということなのか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

表 3(9) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	<p>* 粗大ごみ処理施設の能力の根拠を 方法書への意見「*p12 処理能力の算定で、ごみ焼却施設については説明があり、既設の犬山市が135t/日、江南丹羽環境管理組合150t/日の計285t/日 p4 を、約7割の197t/日にまとめているが、粗大ごみ処理施設については、既設の犬山市 30t/5h、江南丹羽環境管理組合 150t/日の30t/5h 計60t/5h p4 を、1/4の能力の15t/5hにまとめるという結論だけである。その根拠を示すべきである。既設施設の稼働実績から、その能力が過大でなかったのかなどの検討も必要である。そもそも運転計画として“5時間運転”と限定する理由が不明である。」に対し、“粗大ごみ処理施設の処理能力については、…「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第2章」に記載しています。また、粗大ごみ処理施設の稼働時間につきましては、…昼間5時間が一般的とされており。既存2施設の稼働時間も同様…1日あたり5時間としております。”p221 とあるが、「第2章」に記載してあるからという言葉だけではなく、粗大ごみ処理施設の能力が過大でないのかという内容を、この見解及び第2章で記載すべきである。</p>	<p>既存施設の粗大ごみ処理量と稼働状況から見ても、処理能力14t/日(5h)は適当であると考えております。</p>
20	<p>* 各市町のごみ処理基本計画は追記を 方法書への意見「*p12 …ごみ焼却施設について“計画処理量は、「…可燃ごみ焼却処理量…各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値をもとに、…稼働目標年度である平成37年度に、49,569t/年で最大になると推計される。とあるだけで、それらの根拠がどこにも記載されていない。…重要な処理量を判断できるように、市町ごとの可燃ごみ量、その根拠を示すべきである。なお、人口推計については、…ほぼ妥当なもの判断できる」に対し、“ごみ焼却施設の処理能力については、「整備計画」及び令和元年度に見直しを行った2市2町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第2章」に記載しています。なお、各計画については組合ホームページや各市町のホームページ等からご確認いただけます。p222 とあるが、算定方法等は「第2章」に記載してあっても、そのもとになる各市町(犬山市、江南市、大口町、扶桑町)の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値ぐらひはこの準備書に追記すべきである。なお、2018(H30)年度の3章の廃棄物の状況 p167~p168 は市町別に集計してある。</p>	<p>指摘を踏まえて、評価書(第2章)に2市2町の見直し後の数値(各市町の人口推計値及び可燃ごみ処理量)を追記することとします。</p>
21	<p>* し渣及び脱水汚泥処理量も追記を 方法書への意見「*p13 処理能力の算定で、し渣及び脱水汚泥処理量については、“し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる平成37年度では、2,249t/年になると推計している。”とあるだけである。重要な処理量を判断できるように、下水道の普及によるし尿処理量の減少、浄化槽普及による汚泥増加などの内訳を、根拠を示して、市町ごとに示すべきである。事業者が出した数値をそのまま信用するなら環境影響評価は必要ない。…」に対し、 “し渣及び脱水汚泥処理量については、愛北広域事務組合において、過去の実績をもとに、2市2町の人口推計値から供用開始後で人口が最大となる令和7年度の値を算出したものです。…” p222 とあるが、納得できる根拠で必要な施設能力を算定することが重要である。まして、どんどん人口が減少していく時代に、過大投資をしないよう、し渣及び脱水汚泥処理量2,249t/日 p13 の根拠についても細心の検討が必要である。</p>	<p>し渣及び脱水汚泥は、愛北広域事務組合が「愛北クリーンセンター施設整備基本計画(平成23年3月)」に示されたし尿等の要処理量の見込みを元にし渣及び脱水汚泥の処理量を算出しています。 愛北広域事務組合の見込みでは、し尿等の要処理量は減少傾向にあるため、し渣及び脱水汚泥の処理量としても稼働開始年度である令和7年度が最大になると考えております。</p>

表 3(10) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
22	<p>* 災害廃棄物処理計画の改定を            方法書への意見「*p13 能力の算定で、災害廃棄物の処理量については、“愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成 27 年 9 月 愛知県）より…推計されており、2 市 2 町の合計である 2,640t を処理対象とする。”とある。この文献そのものは見当たらず 2015 年 7 月 2 日公表資料があり、4 市町の災害廃棄物量等は同じである。正式な出典と思われる愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）の参考資料として、…それなりに根拠も検討でき、4 市町の災害廃棄物等発生量、選別後の可燃物量も同じ値が表 2.2.3 に記載してある。ただし焼却施設の処理可能量推計 1,509,658t/年の内訳 p8 は、犬山市の都市美化センター 135t/日 2 基、江南丹羽環境管理組合の環境美化センター 150t/日 2 基で計算してあるため、今回の計画で約 7 割に焼却能力を減少させると、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れてくる。このため、5 年を目途に見直す災害廃棄物処理計画の改訂でこうした事情を組み込むよう求めるべきである。また、この参考資料には市町村災害廃棄物処理計画の策定予定が示されている。p2 このなかで、犬山市は 2017 年度策定予定、江南市、大口町、扶桑町は 2018 年度策定が示されている。…4 市町ともホームページで確認する限りでは 2018 年度末になっても市町の災害廃棄物処理計画が策定された形跡はない。…施設の処理能力算定に加える以上、災害廃棄物処理計画を策定すべし。」に対し、“災害廃棄物の処理量については、愛知県災害廃棄物処理計画の前提となる災害廃棄物等発生量について、…愛知県災害廃棄物処理計画の参考資料としても愛知県ホームページに公表されています。なお、平成 27 年 7 月発表資料であったため、出典年月については修正いたしました。また、2 市 2 町の災害廃棄物処理計画について、江南市は令和 2 年 2 月に犬山市は令和 2 年 3 月に策定しており、扶桑町及び大口町についても令和 2 年度中に策定する計画としています。”p223 とある。出典年月の修正は当然であるし、災害廃棄物処理計画は犬山市・江南市は 2019 年度末に策定したが、扶桑町・大口町は 2020 年度中に策定予定という泥縄式では心もとない。主要な問題は、今回の計画で約 7 割に焼却能力を減少させることで、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れ、処理対象の災害廃棄物 1,640t(880t/年)も減少するため、こうした事情を組み込むよう求めることである。</p>	<p>ご意見のとおり、既存の 2 施設が集約されることにより、愛知県災害廃棄物処理計画における県内の焼却施設の処理可能量の推計に影響を与えることが考えられます。そのため、災害廃棄物処理計画の見直しの際には、既存の 2 施設の終了時期についても愛知県へ知らせる等、情報を共有してまいります。</p>
23	<p>* 公害防止協定は誰と結んだのか            方法書への意見「*p17 公害防止基準で“周辺住民等と公害防止協定等を締結する”とあるが、締結対象を明確にすべきである。周辺住民等とは、地元説明会を開いた中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区の全区又はその代表者なのか、同意が得られた 3 地区だけなのか、都市計画決定権者の江南市長なのか事業者の尾張北部環境組合代表者なのか、共同なのか。」に対し、“公害防止協定の締結対象は、地元 6 地区（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）であり、尾張北部環境組合（管理者江南市長）とそれぞれ公害防止協定を令和 2 年 4 月に締結しました。”p224 とある。            とまかく、公害防止協定だけは 2020 年 4 月に締結したが、地元 6 地区の総意なのか、地区代表なのか不明であり、公害防止基準の遵守状況の確認・公表方法、罰則などについて意見が出せるよう、公害防止協定そのものを追記する必要がある。</p>	<p>公害防止協定については、地元地区の代表である区長と締結していますが、各地区において、自主規制値を含めた協定の内容を確認した上で締結に至っていると考えています。            協定書の内容につきましても、自主規制値と同様に、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当であるとして決定されたものです。            また、組合ホームページにおいて委員会資料として公表されているほか、組合議会においても報告しています。</p>

表 3(11) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	<p>* 公害防止協定には測定値の公表方法を 方法書への意見「*p17 公害防止基準…準備書段階では…法規制値を大きく下回る自主基準値とすべきである。また、既設2箇所では窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類(1箇所は自主基準値あり)、水銀、悪臭、騒音・振動の大部分についての自主基準値がないが、こうしたことの無いよう、項目をすべて自主基準値に追加すべきである。」に対し、「公害防止基準については、公害防止準備委員会を設置し、その中で既存施設や周辺市町の状況、事業実施区域周辺の土地利用や技術的な動向、地元からの意見等も検討しながら決定しました。悪臭、騒音、振動についても規制基準に比べさらに厳しい値を自主規制値として設定しております。また、施設の供用時には協定の遵守の履行を確認するための組織も設置する計画としています。」 p224 とあり、 基本的には全項目について法規制値を下回る自主基準値を設けており、評価できるが、本来は、準備書での意見も踏まえ、評価書段階で確定すべきである。また、協定の遵守の履行を確認するための組織を設置するだけでなく、WEBでの測定値の公表なども確定すべきである。</p>	<p>測定結果につきましては、組合ホームページでも公表していきます。</p>
25	<p>* 協定内容を各項目でも明記すべき 方法書への意見「*p17 公害防止基準で“ばいじん”の法規制値が 0.04g/m<sup>3</sup>…自主基準値は江南丹羽環境管理組合環境美化センターの 0.02g/m<sup>3</sup> なみ以下にすべきである。…“窒素酸化物”の法規制値が、既設2箇所の法規制値と同じ 250ppm…自主基準値はもっと低くすべきである。…“塩化水素”の法規制値が、700mg/m<sup>3</sup>(約 430ppm)…新たに自主基準値に入れるので、…事業者として可能な低減努力をすることが求められる。…“ダイオキシン類”の法規制値が 0.1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>…現在のダイオキシン類処理施設の能力からみて自主基準値としては一桁高い。…“水銀”の法規制値が 30 μg/m<sup>3</sup>…塩化水素と同様に事業者として可能な低減努力をする必要がある。…“悪臭の臭気指数”の法規制値が 18…サイクリングロードや散策の森が整備されており…臭気濃度は12以下とすべきである。…“騒音”の法規制値が昼間 60dB～夜間 50dB…自主基準値は規制値より 5 dB 以上低い値とすべきである。…“振動”の法規制値が昼間 65dB～夜間 60dB となっており、他の2箇所にも自主基準値がなかったが新たに設定すべきである。騒音と同様に規制値より 5 dB 以上低い値を自主基準値とすべきである。」8項目に対し、 すべて“(意見番号 10 に同じ)” p225-226 とあるが、各項目の公害防止基準をどうしたかを記載し、ここだけでも見解の内容がわかるように丁寧に説明すべきである。</p>	<p>公害防止に係る自主規制値については、準備書 P22 に記載してあるとおり、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。</p>

表 3(12) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
26	<p>* 雨水余剰分の放流の対応を            方法書の意見「*p18 排水計画で“雨水については一旦調整池にて貯留した後、生活排水と同様に…既存の排水路へ放流する計画である。…排水する、雨水等は、最終的には木曾川に放流される。”とあるが、雨水といえども、場内に散乱したごみや焼却灰に含まれるダイオキシン類や鉛などの有害物質が含まれる恐れがある。まして放流先は、…BOD 環境基準は 2002 年 7 月に国が A 類型に昇格させた水域で…ある。このため、調整池で貯留した水についての水質分析を実施することとし、それに伴う措置を検討し、準備書では記載する必要がある。」に対し、            “ごみや焼却灰は建屋内で処理する計画であり、雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります。このため、雨水に有害物質が混入することはありません。その他…プラント排水についてはクローズドシステムとする計画であり、公共用水域への排水は行いません。また、生活排水については合併処理浄化槽で適正に処理した後、公共用水域に放流する…” p226 とあるが、見解は正確ではない。雨水については、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、生活排水と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。” p24 とあり、雨水の余剰分は放流する。この旨を見解に追記すべきである。            さらに、このため運搬車両からのごみの散乱、流出による雨水汚染を考慮すべきである。特に、廃棄物運搬車両(パッカー車)120台/日に民間の直接搬入が大型車35台/日、小型車132台/日もある予定 p26 を考えれば、より安全側の対策を考える必要がある。</p>	<p>飛灰の積込作業は建屋内で実施するとともに、飛灰の加湿及び負圧管理等により飛散防止を図ります。また、焼却灰等を運搬するにあたっては天蓋付き車両等の飛散防止対策を講じた車両の使用を基本とします。            運搬車両からのごみの散乱、流出については、基本的に作業は建屋内で行うことで飛散を防止するとともに、適宜、敷地内の清掃に努めるなど適切に運営・管理してまいりますので雨水に混じることはありません。</p>
27	<p>* 排水の適正処理の内容を示すべき            方法書への意見「*p29 環境配慮事項として、工事中に“雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。”とあるが、通常操業時の雨水経路に、仮設沈砂池等を設け、調整池にて貯留した後放流すると理解すればいいのか。いずれにしても適正に処理を行う”の内容を項目、値など具体的に示すべきである。」に対し、“排水経路はご意見のとおりです。処理項目については、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)が基本になると考えております。なお、具体的な値や処理方法などの詳細な内容は、現地調査結果や本予測評価結果を踏まえ、民間事業者決定後に検討いたします。” p228 とあるが、最終放流先が 2002 年 7 月に国が A 類型に昇格させた木曾川であり、運搬車両からのごみの散乱、流出による雨水汚染を考慮し、調整池で貯留した水についての水質分析、それに伴う措置を検討すべきである。            また、民間事業者決定後に検討するのでは環境影響評価の意味がない。事業者として責任をもって、水質分析の項目、頻度、“自主的に設定する基準値” p31 を定めて公表し、発注条件とすべきである。</p>	<p>仮設沈砂池からの放流水の水質(pH、SS)について、自主的な基準を設定 (pH :5.8~8.6(施設排水の排水基準)、SS:390mg/m<sup>3</sup>(現地調査実測値))することとし、評価書に自主基準値を追記します。</p>

表 3(13) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
28	<p>* 低公害型建設機械使用を基本とすべき                      方法書への意見「*p29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。”とあるが、“可能な限り”は削除すべきである。これは建設工事を発注する際の契約に含めば済む…。また、の使用も検討すべきである。」に対し、“ご意見のとおり、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としております。…なお、低炭素型建設機械の指定についても、積極的な機械の使用について、同様に指導を行ってまいります。p228 とあるが、可能な限りではなく、低公害型建設機械(排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械、低炭素型建設機械)がある機種なら基本的には使用する、使用できない場合はその理由を明らかにすることを明記すべきである。</p>	<p>工事で使用する建設機械について、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械がある機種は使用することを基本とする旨に修正します。                      また、建設機械のすべての種類に低炭素型建設機械が設定されているわけではないことから、可能な限り低炭素型建設機械を使用していくこととしています。</p>
29	<p>* 工事中運搬車両の低公害車使用を基本とすべき                      方法書への意見「*p29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事中の資材等運搬車両については、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、“可能な限り使用するよう努める”は、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械の配慮事項より後退し、可能な限りに加えて、努めるまでについている。“可能な限り…努める”は削除すべきである。」に対し、“民間事業者に対して、積極的に使用するよう指導を行っていくこととし、記載を修正いたしました。”p228 とあるが、事業計画策定時の環境配慮事項は『資材等運搬車両は、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用する。』大気質 p 29、『資材等運搬車両は、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用する。』騒音・p30 と“努める”を削除しただけであり、記載は一部修正されただけである。言葉だけでごまかすような見解はいらぬ。</p>	<p>工事中の運搬車両は、大型のトレーラーから軽トラックまでさまざまな車両があります。本事業においては基本的に低公害車両等を使用することとしますが、全ての車両が最新規制適合車ではないことも考えられるため、可能な限り使用するとしております。</p>
30	<p>* 粉じん対策で散水を行う基準を明記すべき                      方法書への意見「*p29 環境配慮事項として、“適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。”とあるが、適宜では意味不明である。                      工事工程上で散水が必要な解体工事、風速等で散水が必要になるものなどを抽出し、記載すべきである。」に対し、“粉じん対策の記載について、より具体的な内容としました。また、工事中の粉じんは、造成工事の時期が最も影響が大きいと考えられますが、それ以外の時期にも発生が懸念されることがあるため、工種は定めず適宜という表現としています。”p228 とあるが、“粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など”p29 が追加されただけであり、このような定性的な表現では環境配慮事項を遵守しているかどうか判断できない。                      “粉じんの発生が予想される作業を行う場合”とは、掘削、盛土、整地作業のすべてで散水するということか。また、“乾燥時、強風時”の定義、現場での湿度、風速測定などについて触れるべきである。</p>	<p>散水については、掘削、盛土、整地作業において実施します。                      また、その気象条件として、予測に用いた風速 5.5m/秒以上(ビューフォート風力階級 4 : 砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。)を考えております。その他、粉じん計を設置し、許容濃度を超える場合にも適宜行うこととしています。</p>

表 3(14) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
31	<p>* 緩衝緑地帯の樹種等を具体的に 方法書への意見「*p29 環境配慮事項として、“緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音・振動等の伝搬を防止する。”とあるか、どの程度の幅員で、どこに設置するかを明記すべきである。また、どのような植樹を行うのかも、景観上、生態系上必要になってくる。」に対し、“緩衝緑地帯については、事業実施区域の敷地境界から5m 設置する計画です。樹種については今後、詳細設計の段階で検討を行います。” p228 とあるが、植物の環境保全措置で、“事業実施区域の表土を保全し、周辺緑化の際の客土として利用する。” p667 “事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。” p668 “現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。” p668 までは決めているため、こうした基本原則ぐらいは示すとともに、事業計画で緩衝緑地帯を5m 以上確保することを明記すべきである。</p>	<p>ご意見いただいた点については、予測した結果に基づき、事業者が追加の保全措置として検討した内容を記載しています。 このため、事業計画への記載はいたしません。</p>
32	<p>* 廃棄物運搬車両の低公害車使用を基本とすべき 方法書への意見「*p30 環境配慮事項として、“廃棄物運搬車両等は、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、工事中の資材等運搬車両と同文であり…“可能な限り…努める”は削除すべきである。」に対し、“事業者である尾張北部環境組合は、施設の整備・運営を行うものであり、ごみの搬入については、各市町及び民間事業車両等が行います。このため、廃棄物運搬車両の更新の際には、低公害車の導入を促進するよう事業者から2市2町に要請するとともに、民間事業者に対しても、同様に要請を行ってまいります。” p229 とあるが、まず、2市2町の低公害車導入状況と導入計画を明らかにし、導入計画の策定と前倒しを具体的に要請すべきである。 なお愛知県の「平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査」によれば、収集形態別ごみ量で、可燃ごみ・不燃ごみは全て、委託であり直営はない。このため、“ごみの搬入については、各市町及び民間事業車両等が行います。”は不正確で、市町が委託した民間業者が搬入を行うとすべきである。また、委託民間業者への委託基準として低公害車使用を条件とすべきである。</p>	<p>廃棄物運搬車両については、市町の車両としているものは、ご意見のとおり委託の民間業者が行っていますが、事業系一般廃棄物の搬入を行う民間業者と区別するため、各市町からの車両としております。 そのため、組合から2市2町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行っていくこととし、評価書(8章)の各予測の環境保全措置に追記します。 なお、ご意見のありました低公害車の使用を委託の条件とすることについては、2市2町にご意見があった旨を報告させていただきます。</p>
33	<p>* 発生土の処分方針を発注条件として確定すべき 方法書への意見「*p30 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。”とあるが、再使用の場所、量を具体的に示すとともに、残った発生土はどこに、どんな目的で、どのように運搬するかも示すべきである。」に対し、“工事中の建設発生土について…予測はプラントメーカーへのヒアリングの結果等をもとに発生量や再使用方法について整理しており、…記載しました。なお、発生土の処理については今後決定する民間事業者が行うため、搬出先等は決まっておりますが、適切に処理・処分できていることを組合でも確認しながら事業を実施します。” p229 とある。廃棄物の予測では、発生土 30,127m<sup>3</sup>、場内再利用土 24,840m<sup>3</sup>、残土 5,287m<sup>3</sup>まではわかるが、場内再利用土 24,840m<sup>3</sup>の内訳はわからず、“場外再利用又は適正処分”までしかわからない。p757 搬出先等は決まっておらず、発生土の処理は今後決定する民間事業者が行い、組合は適切な処理・処分を確認するというだけでは、環境影響評価とは言えない。事業者として責任を持った発注条件を定め、関係者の意見を求めるべきである。</p>	<p>場内利用可能量を上回る残土が発生した場合は、民間事業者は組合と協議し処分・利用計画を決定することとしています。また、計画どおり処理が行われているかについても組合が確認します。</p>

表 3(15) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
34	<p>* シイ・カシ二次林の保全策を            方法書への意見「*p209 配慮書への知事意見“木曾川の両岸に点在する樹林地のうち比較的大きなシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した経緯について、その内容を分かりやすく示すこと。”への見解は、“…検討経緯など、第2章に詳細を記載しました。”とあるのは、…江南市が市内5か所の候補地について、評価基準を○、△、×で評価したというものだが、…知事意見が意味している「なぜシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した」のかに答える内容になっていない。…準備書以降の手続きでシイ・カシ二次林の保存のため、…環境保全措置を充分検討すべきである。」に対し、“事業実施区域を選定した理由は…敷地面積やアクセスのしやすさ等、一定の評価基準を設定して決定しました。現地調査の結果、事業実施区域周辺のシイ・カシ二次林…このような樹林地が周辺もあることが明らかになりました。群落は、単木の移植により成立するものではないため、樹林の移植といった方法を保全措置とすることは現実的ではありませんので、事業実施区域内の樹木については緩衝緑地等、可能な限り残置するように努めます。” p230 とあるが、「可能な限り」では環境影響評価とは言えない。その内容を具体的に示すべきである。</p>	<p>建物配置、緑地等については、民間事業者決定後に検討を行っていくことから、現時点では具体的な内容をお示しすることはできませんが、事業実施区域内緩衝緑地内の樹木等は、可能な限り残置する方針とし、周辺への環境影響をより低減できるよう検討を行ってまいります。</p>
35	<p>* 幹線交通を担う道路等の出典を明示すべき            方法書への意見「*p128 騒音に係る環境基準のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)として、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下が記載されているが、出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年 環境庁告示第64号)だけでは、“幹線交通を担う道路に近接する空間”がどの道路のことか分からない。高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などと2001年1月5日環大企第3号で通知されているだけであることを明記すべきである。」に対し、“ご意見を踏まえ、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当する道路(国道、県道等)について、説明を追記しました。” p229 とあるが、表現が不十分である。            表 3.2.22(3)幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)p131 では、「騒音に係る環境基準について」(平成10年 環境庁告示第64号)と「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年 環大企 257号)が併記してあるが、表 3.2.22(3)の環境基準(特例)だけが、平成10年 環境庁告示第64号にあるだけで、注1)「幹線交通を担う道路」と注2)「幹線交通を担う道路に近接する区域」は両者とも、平成10年 環大企 257号で、環境省が勝手に定めた定義であることを明確にできるよう表現すべきである。</p>	<p>現在の表現で騒音に係る環境基準の内容については、問題ないと考えております。</p>
36	<p>* 道路交通騒音要請限度の性格を正しく把握すること            方法書への意見「*p130 自動車騒音に係る要請限度の注1)で“要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、騒音規制法第17条を正確に引用すべきである。“措置を執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するものとする」と非常に厳格な表現で市長村長の義務を定めている。」に対し、“ご意見を踏まえ、記載の内容を修正しました。” p230 とあり、自動車騒音に係る要請限度 p133 では正しく修正されている。今後こうしたことのないよう十分注意されたい。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>

表 3(16) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
37	<p>* 道路交通振動要請限度の性格を正しく把握すること 方法書への意見「p132 自動車振動に係る要請限度の注)で“要請限度とは、自動車振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、または県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、振動規制法第 16 条を正確に引用すべきである。」に対し、“措置を執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するものとする」と非常に厳格な表現で市長村長の義務を定めている。」に対し、“ご意見を踏まえ、記載の内容を修正しました。”p230 とあり、道路交通振動に係る要請限度 p135 ではそれらしく修正されているが、“道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請”は不正確である。「道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請」と正確に記載するべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表現を修正します。</p>
38	<p>* 放流水質の予測・評価を 方法書への意見「*p217 環境影響評価の項目…水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)について、“プラント系排水…場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後…既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、主たる排水となる合併浄化槽で処理する生活排水の内容を示さないまま、“排水先に対する本事業における負荷量はわずか”と断定することはできない。 環境影響評価の項目として選定し、少なくとも、排水先の水質、水量を調査し、必要な規模の合併浄化槽の人槽、水量、水質を決定し、排水先にどの程度の影響が出るのかを予測・評価すべきである。富栄養化についても…同様の理由で選定すべきである。」に対し、“生活排水は合併処理浄化槽で適正に処理した後、放流する計画であり、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定していません。”p233 とあるが、合併処理浄化槽の水量、水質、運搬車両からのごみの散乱、流出による雨水汚染を考慮し、評価項目として選定すべきである。</p>	<p>事業地からの排水は生活排水及び雨水のみとなります。生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う計画であり、放流水の BOD 濃度は浄化槽法に定める 20 mg/L 以下とすること、また、生活排水の量は、同規模の類似施設での実績等から 1 人あたり 100L/日程度と想定しており、50 人程度の職員が勤務すると考えると、施設からの生活排水は、1 日あたり 5 m<sup>3</sup>程度と想定しています。</p> <p>以上のことから、本事業による負荷は小さく、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定しておりません。</p> <p>なお、運搬車両からのごみの散乱、流出については、基本的に作業は建屋内で行うことで飛散を防止するとともに、適宜、敷地内の清掃に努めるなど適切に運営・管理してまいりますので雨水が混じることはありません。</p>

表 3(17) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

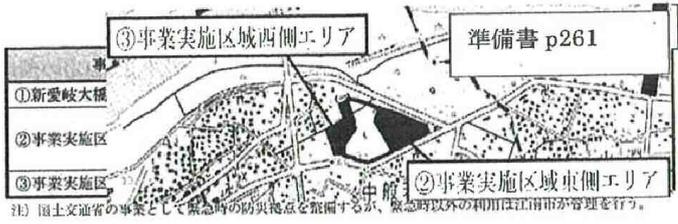
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
5	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、及び評価の手法に関する意見（計1意見）	及び評価の手法に関する意見（計1意見）
39	<p>*p260 現在計画されているその他事業を具体的に予測すべき</p> <p>“現段階で予測諸元の設定が可能な①新愛岐大橋（仮称）建設事業の供用時については、現地調査結果に基づく予測とともに、参考として本事業の共用時における車両走行に関する予測（大気質、騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場）を行うこととする。…②や③の事業については、詳細な計画等が未定であるものの、可能な範囲で予測（動物、植物、生態系、景観）に含めることとする。…②及び③は江南市が事業者となり②は緊急時の防災拠点となることは決定しているものの、具体的な工事の実施時期や工事の内容、供用後の利用方法については、いずれの計画も現段階では未定である。” p260とあり、具体的な工事内容は未定である。こうした段階でごみ処理場だけを単独で環境影響評価することにはほとんど意味はない。②、③の事業のおおまかな構想を明らかにして、①新愛岐大橋と同様に必要な項目で予測に含めるべきである。</p> <p>少なくとも、景観予測で“事業実施区域東側については堤防道路高さまで盛土を行う想定で、事業実施区域西側については更地となる想定で予測を行った。” p711 くらいは記載しておくべきである。</p> 	<p>環境影響評価は、個々の事業において、その事業を行うことによる環境影響について、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し意見を聞くことで、環境の保全の見地からより望ましい事業計画にしていく制度です。</p> <p>このため、事業者が各々の事業について環境影響評価を実施することが基本となりますが、より実態を踏まえた予測・評価、及び環境保全措置の検討を行い、その結果を住民の皆様にお示しするため、周辺開発の状況について入手できる情報をできる限り収集し、現時点で対応が可能な項目について、予測・評価を行いました。</p> <p>なお、ご指摘のあった景観予測に関する②、③に関する説明については、評価書において記載いたします。</p>
6	環境影響の調査、予測及び評価に関する意見（計55意見）	
(1) 大気質に関すること（9意見）		
40	<p>* 大気予測のプルームパフモデルの再検討を</p> <p>方法書への意見「*p210、*p223、*p225等 配慮書への知事意見“事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため…大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“大気質の調査、予測及び評価の手法について検討し、その結果を第7章に記載しました。”とあるが、第7章…p213～270では、その内容に全く触れていない。…見解と同じ文章をくり返しているだけである。…予測の基本的な手法として、プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーション p223 を選定した理由について触れるべきである。そもその発端は、横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会が…2017年2月20日に公害調停合意が成立し、…「プルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。…予測手法の妥当性を検討すべきである。」に対し、“大気質の短期予測にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（2006平成18年9月環境省）等のマニュアルを参考にするとともに、気象調査（地上気象、上層気象）の観測結果も踏まえて、予測を行いました。予測手法の選定理由等については、「第6章」及び「第8章8.1大気質」に記</p>	<p>3次元流体モデルについては、起伏の多い複雑な地形での予測に用いられます。対象事業実施区域は、木曾川沿いの平坦な地形となっており、また、周辺についても、大気質の拡散に影響を及ぼすような地形はみられないことから、大気質の予測において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用いて予測・評価を行っています。</p>

表 3(18) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																																										
40	<p>(続き) 載しました。” p231 とある。                      しかし、車両の大気“予測式は、「国土技術政策総合研究所資料 第 714 号 道路環境影響評価の技術手法(2012 平成 24 年度版)」…に示される大気拡散計算式 プルーム式及びパフ式)を用いた。p358 建設機械稼働、施設稼働の大気“予測式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(2000 平成 12 年 12 月公害研究対策センター)に示される大気拡散計算式(プルーム式及びパフ式)を用いた。p371 というだけで、選定理由は記載していない。2006 年の古いマニュアルにこだわり、2017 年 2 月に公害調停合意されたような 3 次元流体モデルなど最適な方法との比較は行っていない。きちんとした再検討が必要である。</p>																																											
41	<p>* 地上は上空の風向と相関があるのか                      方法書への住民意見「地点間及び計画地内での調査地点との間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。」に対し、“事業実施区域での気象調査結果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。このため、事業実施区域での調査結果を基に、大気質の予測を行っております。” p234 とあるが、現地調査結果では、“全季における高度 50m の最多風向は WNW(西北西)及び NW(北西)で出現頻度が 10.3%、…高度 1,000m の最多風向は SSE(南南東)で出現頻度が 19.2%であった。” p343 という表現だけであり、見解のように、上空の風向・風速と相関がみられるとは書いてない。高度 200m から上空は SSE の風向が多く、特に高度 1,000m での風向は全季で 19.2%もある。また、高度 500m までは常識的に NW が最多風向であるが、500m 以上では NNW が多くなる。こうした点の評価を加えるべきである。</p> <table border="1" data-bbox="240 1144 876 1473"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>高度(m)</th> <th>SSE</th> <th>WNW</th> <th>NW</th> <th>NNW</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">全季</td> <td>0</td> <td>4.5</td> <td>7.6</td> <td>12.9</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>8.0</td> <td>10.3</td> <td>10.3</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>8.5</td> <td>9.8</td> <td>13.8</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>10.3</td> <td>7.6</td> <td>15.2</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>11.6</td> <td>8.5</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>11.6</td> <td>2.2</td> <td>17.0</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>19.2</td> <td>4.9</td> <td>9.8</td> <td>15.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>高度別風向出現頻度(全日) 準備書 p343 抜粋</p>	期間	高度(m)	SSE	WNW	NW	NNW	全季	0	4.5	7.6	12.9	4.9	50	8.0	10.3	10.3	5.8	100	8.5	9.8	13.8	5.8	200	10.3	7.6	15.2	7.1	300	11.6	8.5	12.9	12.9	500	11.6	2.2	17.0	14.7	1,000	19.2	4.9	9.8	15.6	<p>地上と上空の風向・風速の相関については、地上の風向・風速に対して高度 50m、100m、200m、300m、500m の風向・風速のベクトル相関をそれぞれ確認しています。上空に行くほど地上との相関係数は小さくなりますが、高度 500m の地点においても高い相関関係(0.835)がみられることから、事業実施区域での調査結果を基に大気質の予測を行っております。</p>
期間	高度(m)	SSE	WNW	NW	NNW																																							
全季	0	4.5	7.6	12.9	4.9																																							
	50	8.0	10.3	10.3	5.8																																							
	100	8.5	9.8	13.8	5.8																																							
	200	10.3	7.6	15.2	7.1																																							
	300	11.6	8.5	12.9	12.9																																							
	500	11.6	2.2	17.0	14.7																																							
	1,000	19.2	4.9	9.8	15.6																																							

表 3(19) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
42	<p>* 地上は上空の風速と相関があるのか            方法書への住民意見「地点間及び計画地内での調査地点との間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。」に対し、事業実施区域での気象調査結果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。このため、事業実施区域での調査結果を基に、大気質の予測を行っております。p234 とあるが、現地調査結果で高度別平均風速の図 p 354 が示してあるが、予測条件の風“べき乗則の式により地上高 1 m の風速に補正して用いた。” p364 の式の確認のため、現地調査結果にべき乗則の式より導いた図を追記し、風速の評価をすべきである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">準備書 p364</div> <p><math display="block">U = U_0 \cdot (H/H_0)^P</math></p> <p>[記号]            U : 高さ Hm における推計風速 (m/秒)            U<sub>0</sub> : 基準高さ H<sub>0</sub> の風速 (m/秒)            H : 排出源の高さ (m)            H<sub>0</sub> : 基準とする高さ (測定高さ = 10m)            P : べき指数 (郊外 : 1/5)</p>	<p>大気質（供用時）の予測に用いたべき指数は、p388 の表 8.1.57 に示しており、事業実施区域における上層気象調査結果を用いて求めた値となっております。また、そのグラフについては、図 8.1.7 高度別平均風速 (p350) のとおりとなります。</p>
43	<p>* p377 建設機械の稼働予測にも付加率を            建設機械の稼働による大気予測結果(年平均値)が、最大着地濃度地点の付加濃度、バックグラウンド濃度、将来濃度が示されているが p377、施設稼働の大気予測結果 p397、398 と同様に付加率を追記すべきである。例えば、二酸化窒素は将来濃度 0.0084ppm (準備書では 0.008ppm と記載)に 16.8%もの負荷があることになる。建設機械はこのような負荷率が高いため、環境基準を超えないからと言って、安易な評価をすべきではない。現況濃度が 2 割増しにもなる状況をどう評価するかが大事である。</p>	<p>建設機械の稼働による大気質の予測(年平均値)は、影響が最大となる時期の事業実施区域敷地境界における最大の付加濃度を予測しているため、現況のバックグラウンド濃度に対しての負荷率は比較的高くなります。そのような条件においても環境基準を満足しており、また、事業実施区域から比較的近い距離で付加濃度が大きく減衰していくと予測されることから、本事業により著しい影響は生じないものと考えています。</p> <p>このように一時的に高濃度となるものについては、負荷率ではなく、影響が最大となる場合の値と整合を図るべき基準との対比を行うことで事業の影響を評価しております。</p>
44	<p>* p405~417 工場稼働時に大気が悪化する 1 時間値の割合を            工場稼働時に大気が悪化する「大気安定度不安定時」、「上層逆転時」、「接地逆転層崩壊時」、「ダウンウォッシュ時」、「ダウンドラフト時」が年間のうちにどれぐらいの割合で発生するのかを、予測結果の一覧表に追記して、理解しやすいようにすべきである。</p>	<p>大気安定度不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時の各ケースにおける最大着地濃度の出現する気象条件の出現頻度は、準備書 p. 417 の表 8.1.72 の注 6) にそれぞれ記載しています。</p>
45	<p>* p405~417 工場稼働時の 1 時間値予測にも付加率を            工場稼働による大気予測結果(1 時間値)が、最大着地濃度地点の付加濃度、バックグラウンド濃度、将来濃度が示されているが、p405、407、413、414、415、417、施設稼働の大気質予測結果 p397、398 と同様に付加率を追記すべきである。例えば、二酸化窒素のダウンドラフト時には 0.0500ppm と、短期暴露指針値 0.1~0.2 以下の半分に近づくため、“環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。” p430 という安易な評価をすべきではない。</p>	<p>施設稼働時の 1 時間値の予測については、各種の気象条件における影響が最大となるケースでの予測結果であり、実際の気象条件下での出現頻度はそれぞれ 0%~2.7%程度となっております。そのような条件においても環境基準を満足していることから、本事業により著しい影響は生じないものと考えています。</p> <p>このように一時的に高濃度となるものについては、負荷率ではなく、影響が最大となる場合の値と、整合を図るべき基準との対比を行うことで事業の影響を評価しております。</p>

表 3(20) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
46	<p>* p398 水銀の寄与率が高すぎる                      水銀の予測結果(煙突派出ガス:年平均値)の最大着地濃度地点(東南東側560m地点)で付加濃度が<math>0.00015 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>で、バックグラウンド濃度の<math>0.0021 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>に付加されて将来濃度が<math>0.00225 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>(準備書では<math>0.002</math>と記載)となるため、付加率は<math>6.7\%</math>にもなる。p398 同じ地点で二酸化窒素の負荷率は<math>0.4\%</math>、浮遊粒子状物質の負荷率は<math>0.3\%</math>などと比べてあまにも高すぎる。これは水銀の自主基準値が法規制値と同じ<math>30 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>であることが原因と思われる。自主基準値を1桁ぐらい下げることが可能であり、再検討すべきである。</p>	<p>水銀についても他の物質と同様に、安全側の設定により、排出ガスの自主規制値に対して最大濃度が生じた場合を条件として予測しています。また、水銀については、物質の燃焼反応によって生じるものではなく、搬入されるごみの中に混入した体温計、蛍光灯等の水銀を含む廃棄物を焼却処理した場合に生じるものです。                      このため、分別回収の徹底や搬入ごみに対する内容物の確認等により、水銀を含むごみを焼却処理しないよう適切に管理していくことで、実際には自主規制値を十分下回る濃度で施設を運転していくことが可能と考えています。</p>
47	<p>* 塩化水素の評価は不十分                      方法書への意見「*p230 …塩化水素の基準・目標について「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(環境庁大気保全局長通達…)による塩化水素の目標環境濃度」とあるが、この通達では「目標環境濃度は日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度(上限値5ppm)を参考として、<math>0.02\text{ppm}</math>とし、…設定した。」とある…しかし、この目標環境濃度<math>0.02\text{ppm}</math>は労働環境濃度(上限値5ppm)の<math>0.4\%</math>を参考としただけであり、特に根拠のある数値ではないことに留意した評価が必要である。」に対し、「大気質の評価…目標環境濃度<math>0.02\text{ppm}</math>との対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。」p234とあるが、回避・低減の観点では「煙突派出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも…1時間値で…塩化水素が<math>0.0056\text{ppm}</math>であり、環境への影響の程度は小さいと判断する。さらに、環境保全措置を実施する。」p430とあり、将来濃度<math>0.0063\text{ppm}</math>の9割近くを占めることについて、事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかの検討もされていない。</p>	<p>塩化水素については、法令等による規制基準値(<math>430\text{ppm}</math>)に対してより厳しい値である自主規制値(<math>10\text{ppm}</math>)を設定しています。これにより、塩化水素は、目標環境濃度を十分に下回る値になると予測・評価しました。                      なお、施設の運転に関しては、自主規制値を遵守できるようさらに厳しい値で運転管理を行うため、実際の排出濃度は自主規制値よりも小さくなることから、事業者の実行可能な範囲で影響は回避・低減されているものと考えています。</p>
48	<p>* 水銀の評価は不十分                      方法書への意見「*p230…水銀の基準・目標について「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年環境省通知…)による水銀の指針値」とあるが、この通知では「…水銀蒸気の長期暴露に係る指針値として、年平均値<math>0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下を提案する。」と、水銀蒸気の長期暴露に係る指針値を示したもので、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することとは異なっているため注意が必要である。…」に対し、「大気質の評価…年平均値<math>0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>との対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。」p235とあるが、回避・低減の観点では「煙突派出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で…水銀が<math>0.00015 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>…であり、環境への影響の程度は小さいと判断する。さらに、環境保全措置を実施する。」p430とあり、期間平均値の現況濃度<math>0.0020\sim 0.0024 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>(p330)との比較も行わず、事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかは検</p>	<p>水銀については、一般大気環境中の水銀は大部分が水銀蒸気(ガス状水銀)として存在し、他の化学形態は通常極めて微量であることから、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」に示されるとおり、長期暴露による健康被害を未然に防止する観点より水銀蒸気(ガス状水銀)の長期暴露に係る指針値として年平均値<math>0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>が設定されています。                      準備書では現地調査結果を現況のバックグラウンド濃度とし、それに本施設からの水銀の予測結果を加えた将来濃度について、この指針値との対比を行うとともに、付加濃度の寄与率を整理し、p.398の表8.1.65(4)に示しております。</p>

表 3(21) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
48	(続き) 討もされていない。また、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することについての見解が示されていない。	
(2) 騒音及び超低周波音に関すること (9 意見)		
49	<p>* 建設作業騒音の予測時期は問題</p> <p>方法書への意見「*p233 建設作業等騒音の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な騒音発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での騒音発生量が最大の時が、敷地境界での騒音最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。」に対し、“予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、事業実施区域全体での騒音発生量が最大の時期を設定しました。”p235 と方法書と同じであり、何の検討もしていないのは不誠実である。</p>	<p>事業実施区域の西側に最寄りの住居がみられます。予測対象時期は、メーカーヒアリング結果をもとに、合成騒音パワーレベルが最大となる土木建築工事（杭工事、掘削工事）時期としました。建物付近での工事となるため、特に西側敷地境界には十分近い距離であると考えられます。また、敷地境界で想定される作業（外構工事）については、複数台の重機が集中的に稼働することはないと考えられることから、合成最大パワーレベルが大きくなる時期を予測対象時期としました。</p> <p>また、建設機械の配置については、杭工事・掘削工事であることから、建屋の建設場所での工事となり、工事の流れを考慮して建設機械の配置を設定しております。</p> <p>なお、工事にあたっては、具体的な工事計画を踏まえ、必要に応じ、防音パネルの設置等について検討してまいります。</p>
50	<p>* p455～456 建設作業騒音予測は主たる音源が敷地に近い場合を</p> <p>建設機械の音源条件では、◎杭打機 3 台と▲ラフタークレーン 3 台のパワーレベルが 117dB と大きく、ほとんど、この配置で騒音は決定される。建設機械の配置図では、◎杭打機がピット部分に集中しているが、地上から 34m もの建屋を建設するため、建屋全面で杭打機を使用するはずである。もし建屋南側で杭打機 1 台を使用すれば、建設騒音が最大 79dB、p457 の南側敷地では、もっと大きな騒音となるはずである。また、▲ラフタークレーンも、敷地内のどこでも移動でき、西側最寄り住宅地付近の 63dB や北西の近接敷地境界では、1 台が敷地まで 10m 程度に近づけるため、規制基準 85dB さえ超えるかもしれない。</p>	<p>同上</p>

表 3(22) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

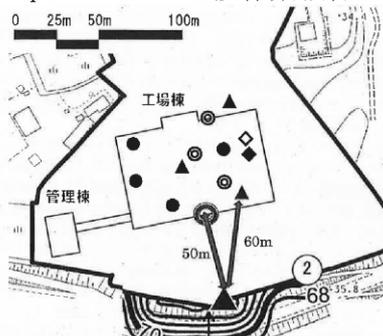
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
51	<p>*p455～456 建設作業騒音の試算</p>  <p>◎に杭打機が1台あるときの騒音試算  <math>L_i = L_w - 8 - 20 \log_{10} r - R</math>  <math>L_w = 117 \text{ dB P455}</math>  <math>r = 50 \text{ m}</math> 左図から読み取り  <math>R = 0</math> 回折減衰はない(堤防はその外)  <math>L_i = 117 - 8 - 20 \log_{10} 50</math>  <math>= 109 - 20 \log_{10} 100/2</math>  <math>= 109 - 20 * (2 - 0.3) = 75</math>          他に          ラフタークレーン 117dB が 60m  <math>= 117 - 8 - 20 \log_{10} 60 = 73</math>          75,73 のパワー合計で 77dB</p> <p>建設作業騒音を確認するために、最大騒音レベルが 79dB だった敷地南側について、そこに最も近い建屋南中央に◎杭打機が 1 台だけある場合を、準備書に従って試算してみると、敷地までの距離上 <math>r = 50\text{m}</math> と図から読み取れるので、敷地では 75dB にもなり、これに配置図のラフタークレーン 117dB が 60m として加えると、77dB と、全機稼働の予測結果 79dB に近くなり、このほかの音源を加えると、規制基準の 85dB も超えてしまう恐れもあるので、予測対象時期を都合のいい時期だけにするのはなく主要音源が敷地境界に近い場合の再確認が必要である。</p>	<p>同上</p>
52	<p>*p457 最寄り住宅の建設作業騒音は環境基準で比較</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果 (<math>L_{A5}</math>) で、“敷地境界における建設作業騒音レベルの最大値は 79 デシベルであり、特定建設作業に係る規制基準値である 85 デシベルを下回る。”としかなく、敷地境界から離れた地点 3、4 は最寄り住宅地付近の結果について触れていない。それにも関わらず予測結果の表では、地点 1～4 すべて規制基準値が記載してあり、いかにもすべての地点が規制基準値以下だから問題ないととれる表現である。</p> <p>少なくとも予測結果の表では、敷地境界から離れた地点は環境基準(地点 3 : 昼間 55dB、夜間 45dB、地点 4 : 昼間 65dB、夜間 60dB) を記載すべきである。当然ながら、建設機械稼働の評価でも、“敷地境界において最大 79 デシベルであり、特定建設作業騒音の規制基準値以下となっている” p485 という地点 1、2 の評価だけではなく、地点 3、4 について環境基準、現況値との比較を行うべきである。</p>	<p>予測については、工事期間中の建設機械の稼働による影響が最も大きくなる時期について行っており、その場合でも最大レベル地点において建設作業の規制基準を満足していることを確認しています。他の地点については、参考として記載しているものです。</p>
53	<p>* 道路交通騒音の特例の環境基準を念頭に評価を</p> <p>方法書への意見「*p236 道路交通騒音の評価の手法として、基準・目標は「騒音に係る環境基準について」としているが、…幹線交通を担う道路としては、中央環境審議会の答申を経た環境省の告示ではなく、2001 年 1 月 5 日環大企第 3 号で通知されているだけであり、高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などである。今回の 5 地点はいずれも県道であるため、特例の環境基準を当てはめることになる。しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決 (2010 年 5 月 20 日) の最高裁決定により…損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度 5 dB 上回るような特例の環境基準は廃止すべきものであることを理解したうえで、評価をすべきである。」に対し、“工事用車両や関係車両の走行による騒音の増加を低減できるよう、2 市 2 町及び組合で協力し、低公害車の使用や適切な運行計画策定等の措置を講じてまいります。” p235 とあるが、形ばかりの環境保全措置を求めているのではなく、評価の基準の問題を理解して評価することを求めている。</p>	<p>道路交通騒音の将来騒音レベルは、予測の結果、特例の環境基準を満足します。このうち本事業による増加分は、供用時において最大で 0.3 デシベルであり 1 デシベル未満の増加となっています。</p> <p>本来は、特例の環境基準ではなく、道路に面する環境基準を満足することが必要であることを理解しております。本事業が環境基準達成の支障とならないよう、実行可能な騒音低減対策を講じることが重要と考え、低公害車の使用や適切な運行計画策定等の措置を講じていくこととしております。</p>

表 3(23) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
54	<p>*p446 道路交通騒音予測式の変更点の説明を“予測は、「ASJ RTN-Model 2018（日本音響学会式）」の予測式により行った。”p446 とあるが、従来の ASJ RTN-Model 2013 改定の内容をまず説明すべきである。これは日本音響学会誌 75 巻 4 号（2019）に掲載されたもので、今回の予測に直接関係するものは、①自動車走行騒音のパワーレベルを舗装種別に変更、②自動車走行騒音の周波数特性の変更、高機能舗装Ⅱ型の追加に伴い、回折計算式の係数を見直し。③築堤等の厚みのある障害物と張り出し型遮音壁の回折の計算方法を変更（日本音響学会誌 75 巻 p189）などであり、それぞれをどう適用したかも記載すべきである。</p> <p>例えば、①舗装種別のパワーレベルとなったので、まず舗装種別を明記する必要がある、道路条件 p449 に、地点 1～5 とともに“アスファルト舗装”としてあるが、ASJ RTN-Model 2018 では、密粒舗装：密粒度アスファルト混合物を使用した舗装、排水性舗装：ポーラスアスファルト混合物を使用した舗装（高機能舗装Ⅰ型あるいは単に高機能舗装、低騒音舗装と呼ぶこともある。最大粒径 13mm、設計空隙率 20%の舗装）、高機能舗装Ⅱ型：排水性舗装と比べ表面のきめ深さは類似している（最大粒径は 13mm）が、内部は水密性が高い舗装（耐久性に優れている）、の 3 分類されており、“アスファルト舗装”だけでは、どのアスファルト舗装か不明である。低騒音舗装ではなさそうなので、密粒舗装の条件を用いたと思われるが、予測条件として明記すべきである。ただし、現地調査では“道路横断面構成は、図 8.2.3 に示すとおりである。いずれの地点も平坦であり、アスファルト（密粒）舗装となっている。”p441</p> <p>また、密粒舗装におけるパワーレベルは、予測の 2 車種分類では小型車類：<math>L_{WA,1}=45.8+30 \log V</math>、大型車類：<math>L_{WA,1}=53.2+30 \log V</math>（p446）となっており、従来の ASJ RTN-Model 2013 と比べ、小型車類：<math>L_{WA,1}=46.7+30 \log V</math> より約 1 dB 小さくなっている（日本音響学会誌 75 巻 p198）。こうした違いを注記しておくべきである。</p>	<p>ご指摘いただいたおり、予測条件とした舗装種別については、密粒舗装を用いております。それが明確にわかるように評価書で修正します。</p> <p>なお、日本音響学会式について、使用した予測式（ASJ RTN-Model 2018）については明確にする必要がありますが、変更点の記載までは環境影響評価の図書では必要ないと考えます。</p>
55	<p>*p447 予測式 ASJ RTN-Model 2018 にない式【等価騒音レベル算出式】で、<math>L_{Aeq,1}=L_{AE}+10 \log N-35.6</math> とあるが、この式は出典の ASJ RTN-Model 2018 にはない。特に 35.6 という係数には疑問がある。</p> <p>金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書 2017 年 10 月では「工事関係車両の騒音予測手法が“予測は、ASJ RTN-Model 2013 の予測式により行った。”とあるが…“各車線・車種ごとに算出された A 特性単発騒音暴露レベルは、次式により等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) へ換算した。<math>L_{Aeq}(n)=L_{AE}+10 \log N-35.6</math>”の部分は、出典の ASJ RTN-Model 2013 では示されていない部分であり、勝手な係数があるように見える。<math>L_{Aeq}(n)=L_{AE}+10 \log N-35.6</math> は <math>L_{Aeq}(n)=L_{AE}+10 \log(N/T)</math>、<math>T=3600</math> (秒) と表現すべきである。」の意見に対し、見解で「ご指摘の通り、ASJ RTN-Model 2013 に A 特性単発騒音暴露レベルから等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) への換算は、<math>L_{Aeq}(n)=L_{AE}+10 \log(N/T)</math>、<math>T=3600</math> (秒) が正しい記載であり、評価書において訂正いたします。」という経過があり、評価書では解決された。ASJ RTN-Model 2018 と ASJ RTN-Model 2013 でこの部分は変わらないので同じ問題を起こしているのではないか。</p>	<p><math>L_{Aeq,1}=L_{AE}+10 \log N-35.6</math> は、<math>L_{Aeq}(n)=L_{AE}+10 \log(N/T)</math>、<math>T=3600</math> (秒) を展開した式です。ご指摘のとおり修正します。</p>

表 3(24) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																																																																									
56	<p>* 新愛岐大橋供用後の交通量変化は                      &lt;参考&gt;新愛岐大橋（仮称）供用時における道路交通騒音の予測結果 p476 で、“地点 2～5 については、新愛岐大橋（仮称）の供用により一般交通量が減ることから、地点 1 を除き現況騒音レベルよりも減少”とあるが、参考とはいえず予測条件の交通量は準備書本編に記載すべきである。資料編にあるからいいという問題ではない。また、その位置も明記すべきである。</p> <p>その上で、現在の愛岐大橋の東側（木曾川上流）約 2 km に設置する新愛岐大橋ができることによる交通量変化が、地点 1（江南関線）だけで増加し、地点 2～5 では減少する（地点 2 では大型車は増加する）ということの理論的解釈を求める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="252 689 630 869"> <p>表 8.2.23 予測地点の一般交通量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>大型車</th> <th>小型車</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点 1 江南関線</td> <td>1,104</td> <td>9,712</td> <td>10,816</td> </tr> <tr> <td>地点 2 篠井大山隈西側</td> <td>869</td> <td>9,986</td> <td>10,855</td> </tr> <tr> <td>地点 3 篠井大山隈東側</td> <td>897</td> <td>11,123</td> <td>12,019</td> </tr> <tr> <td>地点 4 篠井羽根線</td> <td>2,817</td> <td>10,618</td> <td>12,435</td> </tr> <tr> <td>地点 5 小浜江津線</td> <td>1,768</td> <td>8,940</td> <td>10,708</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="635 689 922 869"> <p>表 3-4-3 新愛岐大橋（仮称）供用時の一般交通量（推計値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>大型</th> <th>小型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点 1 江南関線</td> <td>2,000</td> <td>9,800</td> </tr> <tr> <td>地点 2 篠井大山隈西側</td> <td>1,000</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>地点 3 篠井大山隈東側</td> <td>1,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>地点 4 篠井羽根線</td> <td>2,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>地点 5 小浜江津線</td> <td>1,500</td> <td>7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料編 p370</p> </div> </div>	予測地点	大型車	小型車	合計	地点 1 江南関線	1,104	9,712	10,816	地点 2 篠井大山隈西側	869	9,986	10,855	地点 3 篠井大山隈東側	897	11,123	12,019	地点 4 篠井羽根線	2,817	10,618	12,435	地点 5 小浜江津線	1,768	8,940	10,708	地点	大型	小型	地点 1 江南関線	2,000	9,800	地点 2 篠井大山隈西側	1,000	4,500	地点 3 篠井大山隈東側	1,500	4,500	地点 4 篠井羽根線	2,000	10,000	地点 5 小浜江津線	1,500	7,500	<p>新愛岐大橋（仮称）供用時における予測については、周辺住民の皆さまの関心も高いことから、参考として行ったものです。このため、予測結果のみを本編に記載し、予測条件等の資料については、資料編に記載しております。</p> <p>なお、ご意見のありました交通量変化が地点 1 のみ増加する件につきましては、「新愛岐大橋（仮称）の供用により、これまで他の渡河部（橋等）を利用していた地点 1 周辺の交通の流れが新愛岐大橋（仮称）に向かうようになること」が要因であると考えられます。</p>																																																															
予測地点	大型車	小型車	合計																																																																																																								
地点 1 江南関線	1,104	9,712	10,816																																																																																																								
地点 2 篠井大山隈西側	869	9,986	10,855																																																																																																								
地点 3 篠井大山隈東側	897	11,123	12,019																																																																																																								
地点 4 篠井羽根線	2,817	10,618	12,435																																																																																																								
地点 5 小浜江津線	1,768	8,940	10,708																																																																																																								
地点	大型	小型																																																																																																									
地点 1 江南関線	2,000	9,800																																																																																																									
地点 2 篠井大山隈西側	1,000	4,500																																																																																																									
地点 3 篠井大山隈東側	1,500	4,500																																																																																																									
地点 4 篠井羽根線	2,000	10,000																																																																																																									
地点 5 小浜江津線	1,500	7,500																																																																																																									
57	<p>* 低周波は手引書の参照値のすべてを適用すべき                      方法書への意見「* p237 低周波音の評価の手法として、“…通常の項目にある基準・目標がない。しかし、環境省は「低周波音問題対応の手引書（平成 16 年 6 月）」で、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値を示している。この参照値を基準・目標とすべきである。なお…留意事項で「本参照値は、…対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値…などとして策定したものではない。」とあるが、苦情の発生の可能性を評価するための参照値として十分耐えうるものであり、他の事業者も環境影響評価の基準並みに扱っている。…豊橋田原ごみ処理施設（業務委託者は、同じ八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店）でも、準備書（2019 年 1 月）で手引書の心身に係る苦情に関する参照値との比較をしている。」に対し、“ご意見も踏まえ、「心身に係る苦情に関する参照値」との比較を行いました。” p236 とあるが、豊橋田原ごみ処理施設と同様に、“心身に係る苦情に関する参照値は G 特性 92 デシベルを下回っている” p486 というだけで不十分なものである。</p> <p>環境省の「低周波音問題対応の手引書」は心身に係る苦情に関する参照値 G 特性 92 デシベルとあるが、基本は 1/3 オクターブバンド周波数ごとの参照値（物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値）を示しており、物的、心身それぞれについて 1/3 オクターブバンド中心周波数ごとの参照値を用いるべきである。</p> <p>ちなみに名古屋市南陽工場設備更新事業（2020 年 8 月）の環境影響評価書 p276 では、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値それぞれについて 1/3 オクターブバンド中心周波数ごとの音圧レベルと G 特性音圧レベルを予測し、評価を行っている。</p> <div data-bbox="263 1832 933 2027"> <p>表 2-5-4 低周波音の予測結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">G 特性</th> <th colspan="17">1/3 オクターブバンド中心周波数 (Hz)</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>1.26</th><th>1.6</th><th>2</th><th>2.5</th><th>3.15</th><th>4</th><th>5</th><th>6.3</th><th>8</th><th>10</th><th>12.5</th><th>16</th><th>20</th><th>25</th><th>31.5</th><th>40</th><th>50</th><th>63</th><th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td>81</td> <td>82</td><td>78</td><td>76</td><td>74</td><td>74</td><td>72</td><td>71</td><td>70</td><td>71</td><td>75</td><td>69</td><td>69</td><td>68</td><td>70</td><td>74</td><td>70</td><td>74</td><td>73</td><td>77</td><td>68</td> </tr> <tr> <td>物的苦情に関する参照値</td> <td>-</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>75</td><td>77</td><td>80</td><td>83</td><td>87</td><td>93</td><td>99</td><td>-</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>心身に係る苦情に関する参照値</td> <td>92</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>92</td><td>88</td><td>83</td><td>76</td><td>70</td><td>64</td><td>57</td><td>52</td><td>47</td><td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）参照値は、「低周波音問題対応の手引書」（環境省、平成16年）に示されている、固定発生源から発生する低周波音について評価の申し立てが発生した際に、低周波音によるものを判断するための目安である。</p> </div>	予測地点	G 特性	1/3 オクターブバンド中心周波数 (Hz)																	1	1.26	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	敷地境界	81	82	78	76	74	74	72	71	70	71	75	69	69	68	70	74	70	74	73	77	68	物的苦情に関する参照値	-	-	-	-	-	-	-	-	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99	-	-	心身に係る苦情に関する参照値	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	<p>「1/3 オクターブバンドの音圧レベル」での評価については、苦情があった場合に、その発生源を特定するための判断に利用するという位置づけもあるため、本準備書内では評価基準とせず、心身に係る苦情に関する参照値（G 特性音圧レベル）のみを対象としました。</p> <p>なお、「道路環境影響評価の技術手法」においても、低周波音の基準又は目標として、「心身に係る苦情に関する評価指針」があげられています。</p>
予測地点	G 特性			1/3 オクターブバンド中心周波数 (Hz)																																																																																																							
		1	1.26	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80																																																																																						
敷地境界	81	82	78	76	74	74	72	71	70	71	75	69	69	68	70	74	70	74	73	77	68																																																																																						
物的苦情に関する参照値	-	-	-	-	-	-	-	-	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99	-	-																																																																																						
心身に係る苦情に関する参照値	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41																																																																																						

表 3(25) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

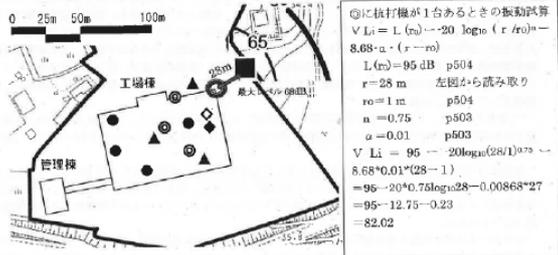
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(3) 振動に関すること (4 意見)		
58	<p>* 建設作業振動の予測時期は問題</p> <p>方法書への意見「*p240建設作業等振動の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な振動発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での振動発生量が最大の時が、敷地境界での振動最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。」に対し、“予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、業実施区域全体での騒音発生量が最大の時期を設定しました。” p236と方法書と同じあり、何の検討もしていないのは不誠実である。</p>	<p>予測対象時期は、メーカーヒアリング結果をもとに、合成振動パワーレベルが最大となる土木建築工事（杭工事、掘削工事）時期としました。建物付近での工事となるため、特に西側敷地境界には十分近い距離であると考えられます。また、敷地境界で想定される作業（外構工事）については、複数台の重機が集中的に稼働することはないと考えられることから、合成最大パワーレベルが大きくなる時期を予測対象時期としました。</p> <p>また、建設機械の配置については、杭工事・掘削工事であることから、建屋の建設場所での工事となることから、工事の流れを考慮して建設機械の配置を設定しております。</p> <p>また、詳細な工事計画を検討する段階において、周辺への環境影響をより低減できるよう検討してまいります。</p>
59	<p>*建設作業振動の試算 規制基準を超える場合もある</p>  <p>建設作業振動を確認するために、最大振動レベルが68dBだった敷地東側について、そこに最も近い建屋北東角に◎杭打機が1台だけある場合を、準備書に従って試算してみると、敷地までの距離上<math>r=28\text{m}</math>と図から読み取れるので、敷地では82dBにもなり、全機稼働の予測結果68dBより14dBも大きくなるし、規制基準の75dBも超えてしまう。予測対象時期を都合のいい時期だけにしたためである。</p> <p>関連して、評価結果の②建設機械の稼働等、b)環境保全に関する基準等との整合性に係る評価“建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界において最大68デシベルであり、特定建設作業振動の規制基準値以下となっている” p526は、再検討すべきである。</p>	<p>同上</p>

表 3(26) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
60	<p>* 施設振動の評価は感覚閾値でも行った            方法書への意見「*p241 施設からの振動の評価の手法で、基準・目標に、…規制基準がかかっているが、法規制を守るのは当たり前、このような値以下だから問題なしとするようでは環境影響評価の意味がない。削除すべきである。また、基準・目標に、“振動の感覚閾値”があるが、振動については環境基本法に基づく環境基準は設定されていないため、この振動の感覚閾値で比較することは適切と思われる。規制基準を削除し、振動の感覚閾値だけで評価すべきである。」に対し、“ご意見のとおり、施設の運営にあたって法規制を遵守することは当たり前ですが、遵守できる施設であることをお示しすることも、環境影響評価で実施すべきことと考えております。なお、施設からの振動については自主規制値を新たに設定したため、自主規制値との比較も行っています。” p236とある。“機械等の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界の最大で昼間、夜間ともに54デシベルであり、規制基準値及び自主規制値を満足し、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合が図られている。“p526と、規制基準値、自主規制値、振動感覚閾値をそれぞれ振動の環境保全に関する基準等としているのでよしとする。ただし、敷地境界の最大で昼間、夜間ともに54デシベルと自主規制値、振動感覚閾値の55dBぎりぎりであるため、事業者の努力で施設配置などさらなる具体的な措置を検討し、自主基準値をさらに低減する努力をすべきである。</p>	<p>自主規制値は、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。            今後詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるよう検討を行ってまいります。</p>
61	<p>* 道路交通振動の評価も感覚閾値でも行った            方法書への意見「*p243…基準・目標が“「道路交通振動の要請限度」”となっているが、これは、振動規制法第16条で「限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、施設からの振動の評価で用いる“振動の感覚閾値”とすべきである。」に対し、“ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました。” p236, p285とある。資材等の搬入及び搬出も廃棄物等の搬入及び搬出も“道路交通振動の将来振動レベルは、…すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。“p526, 527と、要請限度に加えて振動感覚閾値を振動の環境保全に関する基準等としているので結果としてはよしとするが、環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度を基準等とするのは異質であり、要請限度を評価書では削除されたい。</p>	<p>「振動感覚閾値」については、基準等として明確に示されている値ではないことから、参考としての値とし、現在の内容のままとします。</p>

表 3(27) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(4) 悪臭に関すること (1 意見)		
62	<p>*p535 悪臭の環境保全措置(洗車場)はさらに対策を悪臭の環境保全措置として“洗車場を設け、適宜廃棄物運搬車両の洗車を行う。” p535とあり、措置に伴い生ずるおそれのある影響は“特になし”とあるが、洗車中の悪臭、洗浄水の悪臭などが考えられ、室内での洗浄、負圧管理などの対策が必要である。また、その位置(施設配置図p19の洗車棟と考えられる)、構造(屋根だけではないのか)も記載すべきである。</p>	<p>洗車場には、洗車水の飛散と雨水の流入を防止するための屋根、壁等を設けること、床面は十分な排水勾配を設けるとともに、十分な容量の排水トレンチ及び排水貯槽等を設けることとしていることから、洗車中における周辺環境への影響は基本的に無いと考えます。また、洗浄後の排水は、ごみピットやプラットホームからの排水と同様に排水処理し、場内で再利用する計画としております。</p> <p>位置、構造については、現在検討中ですが、悪臭による周辺住民等への影響が生じないように留意いたします。</p>
(5) 水質に関すること (5 意見)		
63	<p>* 工事中排水(pH、水の濁り)は環境基準を守るように方法書への意見「*p247掘削・盛土等の土工による水の濁り(浮遊物質量)の評価の手法が、…通常の項目にある基準・目標がない。しかし、水の濁り(浮遊物質量)については環境基準が定められているため、水素イオン濃度…同じく「水質汚濁に係る環境基準について」を追加すべきである。」に対し、“環境基準は通常の状態を基本としていることから、濁水時など特異な状況について用いることは適切ではないと考えております。工事の実施にあたっては、現地調査結果も踏まえた十分な容量の仮設沈砂池を設置するなど、適切な環境保全措置を講じてまいります。” p237とあるが、“工事の実施…掘削・盛土等の土工…予測結果…水素イオン濃度…自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する…”として“評価結果…コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。” p548とあるように、pHは環境基準を守る自主基準を設定しながら、水の濁り(浮遊物質量)だけは、濁水時など特異な状況なので、環境基準との比較をしないのは一面的である。</p>	<p>工事中の施設からの排水については、仮設沈砂池等を設け、適切に処理を行ったのち、既存の排水路に放流する計画としています。</p> <p>このうち、pHについては、コンクリート工事等に伴うアルカリ排水を想定しており、仮設沈砂池等で処理し、必要に応じて中和処理を行ったのち排水する計画ですが、放流する河川の状況が通常の状態である場合を想定し、環境基準等を参考にした自主基準を設け排水することとしております。一方でSSについては、降雨時の濁水の発生が想定され、河川についても同様に濁った状況であることから、調査結果の最大値を超えないように排水することとしております。このように、pH,SSについては発生状況が異なることから、それぞれの状況を踏まえ、事業者が実施可能な措置を検討しております。</p>
64	<p>* p543 工事中排水(pH)の休日調査は再調査を 工事中排水(pH)について“なお、秋季調査においては調査日が休日であったことから周辺事業所からの排水が流入しておらず、排水等が滞留している状態であった”ということで、秋季の流量は0.0020m<sup>3</sup>/秒で、他の季節の0.0030~0.0035m<sup>3</sup>/秒の2/3程度であり、pHは6.2で“水素イオン濃度は秋季を除きアルカリ性側に偏っている”という状況であった。こうした異常値がでて、その原因もはっきりしている場合は再調査するのが常識である。なお、方法書p246で“(2)現地調査:四季に各1日1回”まで記載していないため、こうした事態を想定できなかった。騒音・振動のように、平日、休日別の調査をするよう求めなければいけない。</p>	<p>河川の水質は、降雨の影響が大きいため、調査日は、曜日ではなく天候の状況を踏まえて設定しています。</p> <p>なお、河川の状況は秋以外の3季の結果は、ほぼ同程度の値となっており、今回の調査で放流河川の状況を把握することができたものと考えております。</p>

表 3(28) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
65	<p>* p546工事中排水(pH)の自主基準値は事前に確定を水素イオン濃度は“コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する…自主的に設定する基準値については、河川的环境基準等を参考に、民間事業者(工事施工者)決定後に設定する。”とあるが、自主基準ぐらいは工事施工者が決定する前に事業者が確定し、発注条件とすべきである。</p>	<p>仮設沈砂池等からの放流水の水質(pH)について、自主的な基準を設定(pH :5.8~8.6(施設排水の排水基準))することとし、評価書に自主基準値を追記します。</p>
66	<p>* p546 工事中排水(水の濁り)は自主基準値設定を工事中の排水は“仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。なお、仮設沈砂池については、今後詳細な工事計画において、排出濃度が水質(降雨時)調査の浮遊物質量の最大値(390mg/L)を超えない程度の十分な容量を沈降試験結果等を踏まえて確保していくものとする。”とあるが、pHと同様に、自主基準値を事前に定め、基準等との整合性に係る評価を追加すべきである。また、降雨時調査の浮遊物質量の最大値(390mg/L)を超えない程度の容量を確保する程度というのは、5時間で49.5mmの降雨時の9回目の値でありp544、このような最大値を目標としては、毎日が降雨最大時の濁りになることであり、事業者として回避・低減に努めているとは言えない。</p> <p>名古屋市は「建設工事における排水対策」に基づき、沈砂槽等の処理施設を設置し、「浮遊物質量 200mg/L」を目安に処理して排水を行うことになっている。</p>	<p>仮設沈砂池等からの放流水の水質(SS)について、自主的な基準を設定(SS:390mg/m<sup>3</sup>(現地調査実測値))することとし、評価書に自主基準値を追記します。</p>
67	<p>* p539 放流直下の水質調査が必要</p> <p>水質調査地点が、鴨川排水路から木曾川に合流する地点だけであるが、約700mの鴨川排水路の前に、約1.2kmの側溝がある。この側溝に、新たにごみ焼却場の工事中の仮設沈砂池等、稼働中の雨水流出抑制設備からの排水が追加されるため、大きな影響を与えるはずである。また、工事中の排水は“自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。”p548 ことが正しいかを判断するために、まずは、ごみ焼却場から側溝に放流する地点での水質を調査し、放流水質の可否を判断すべきである。</p> <p>こうした意味で、環境影響評価項目として水質は工事中だけではなく、施設の供用も選定し、評価書で追加すべきである。</p>	<p>鴨川排水路前に側溝が敷設されていますが、現況では基本的に湛水・流下がなく、乾燥した状態であり、降雨時に一次的に流下が見られる程度です。そのため、本事業による影響を把握するための適切な調査箇所として今回の地点を設定しております。</p> <p>また、施設の供用時については、事業地からの排水は生活排水及び雨水のみとなります。生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う計画であり、放流水のBOD濃度は浄化槽法に定める20mg/L以下とすること、また、生活排水の量は、同規模の類似施設での実績等から1日あたり5m<sup>3</sup>程度と想定しており、本事業による負荷は小さく、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定しておりません。</p>

表 3(29) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(6) 地盤・土壌（土壌環境）に関すること（2意見）		
68	<p>* ピット付近は土壌汚染調査を                      方法書への意見「*p249 有害物質による土壌汚染の調査場所が“土地利用の状況等を考慮して設定した事業実施区域内の3地点”とあるが、地下水位の調査地点p255と異なっている。この地下水位調査地点は“事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点”p253ということなので、…土壌汚染の調査場所として追加すべきである。」に対し、“土壌環境の調査地点については住民の方からの懸念の声も踏まえ、環境影響評価項目として選定したものであり、住民の方からご意見のあった地点を調査地点として設定しています。なお、地点2についてはごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更しました。事業実施区域については、土壌汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に法令に基づく調査を実施します。”p237とある。</p> <p>① 地点1、3は住民の方からの懸念ということで、調査地点の選定理由にも記載p550してあるので了承するが、その地点がどのような土地利用計画なのかを示すべきである。施設配置図で見ると、地点1は緑地、地点3は管理棟（もしくはその東側）と読み取れる。</p> <p>② 地点2については“ごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更”とあり、基本的には了承するが、地点の選定理由に地下水位、地下水質調査地点と同一という表現を追加すべきである。また、調査地点図p551の地点2が、ピット付近ではなく、プラットホームになっているのではないかと再確認をされたい。③ピット深さに応じた複数地点調査が必要である。</p>	<p>地点1、3については、将来の土地利用ではなく、現況の土地利用を考慮して調査地点を設定しております。地点1については民間の小型焼却炉跡地に近接した地点、地点3については、廃棄物の積替保管施設であった場所になります。また、地点2については、ごみピット付近であり、ご指摘のあったプラットホームに隣接した場所となります。</p> <p>なお、深さ方向の調査については、表層（15 cm程度）での調査結果において基準の超過がみられなかったこと、また、地下水質の調査においても基準の超過はみられなかったことから、深度方向の調査は不要との判断をいたしました。</p> <p>なお、ご指摘のあった地下水位、地下水質地点と同一という表現については、評価書において記載を追記します。</p>

表 3(30) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
69	<p>* p555 土壌の評価結果は不十分                      土壌の評価結果で“事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。”p555 とあるが、約 3ha の事業実施区域の中で 3 地点(ピット付近の 1 地点と住民が懸念した 2 地点)だけである。                      しかも、土壌の採取方法が記載されていないため、どの深さの土壌を採取したかが不明で、地表面だけの調査と思われる(調査方法で、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号)等に定める方法、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成 21 年環境省)等に定める方法とあるが、これは分析方法を定めたものである。)。土壌の採取方法と採取深さを追記すべきである。                      いずれにしても“工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する”とある内容を、第 10 章事後調査計画 p819～p820 の環境影響評価法に基づく“事後調査計画(ホンドキツネだけ)”、事後調査とは別に事業者が行う監視“モニタリング計画”に追加して、土壌調査計画(土壌汚染対策法・条例に基づく工事着手前調査)を明らかにすべきである。</p>	<p>事後調査の実施については、環境影響評価指針において要件が定められており(準備書 p819 参照)、その要件に照らし、土壌汚染に係る事後調査は不要であると判断しております。また、モニタリング計画については、供用時の自主規制値の遵守状況を確認するため実施することとしています。                      このため、土壌汚染については、組合の責任において、今後、土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき調査を実施するとともに、土壌汚染が判明した場合には法令等に基づき適切に対応していくこととしています。                      なお、土壌の採取については、5 地点混合法により表層(15 cm 程度)の土壌をサンプリングしています。</p>
(7) 地下水の状況及び地下水質 (2 意見)		
70	<p>* 地下水は環境基準等で評価を                      方法書への意見「…基準・目標として、水質の環境基準、ダイオキシン類(地下水)の環境基準を追加すべきである。配慮書への意見“…南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。”p205 への見解ではこの事実関係について触れていない。現に、知多南部クリーンセンターは、…旧法処分場跡地内…から、ダイオキシン類等が検出された。対策工事費等も膨大になるため 2 市 3 町で改めて検討…武豊町地内を代替地にするという合意を得た…この武豊町の予定地でもダイオキシン類とフッ素の地下水質が環境基準をこえているため、現在もモニタリングを続けている。こうした事態にならないよう、方法書段階でしっかりした調査をすることを決めておく必要がある。」に対し、“配慮書に対する意見にある地点については、土壌環境の項目の中で調査地点として選定し、土壌の調査を実施しています。その結果、土壌汚染に係る環境基準値等を超過する値はみられませんでした。”p238 とあるが、地下水質の問題を指摘したのに、土壌調査をして環境基準を超過しなかったという見解は的外れである。しかも土壌調査は表層面だけと思われ、配慮書に対する意見にある地点についてもボーリングを行い、地下水調査、深さ別の土壌調査を行い、それぞれ環境基準と比較すべきである。</p>	<p>事業実施区域の土地利用は、昭和 50 年の時点において農用地や樹林地となっており、平成 18 年ごろまで大きな変化はなく、その後事業実施区域北側の木曾川河川敷の堤防道路等が整備され、平成 20 年ごろ以降は現在と同様の土地利用となっています。                      また、今回、現地で行った土壌汚染調査(表土調査)において、調査結果に問題はなく、また、地下水質の調査結果も環境基準を満足している状況でした。                      過去の土地利用や現地調査の結果から土壌汚染による影響は小さいと考えておりますが、今後、土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には、適切に対応を行ってまいります。</p>

表 3(31) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
71	<p>*p564 工事中地下水位低下                      工事中の地下水位低下の予測結果で“山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられる…今後詳細な工事計画において、必要に応じてごみピット設置地点の地質調査等を行い、不透水層の位置を確認し検討していく” p564 とあるが、少なくともピット周りの5地点のボーリング調査で不透水層の位置は確認でき、どの深さまで山留壁を構築するかは決定できるはずである。環境保全措置で“採用する山留壁工法の適正な施工に努める。”p566 は、あまりにもあいまいである。「適切な施行に努める」というのでは環境影響評価とは言えない。山留壁を深さ◎◎mまで構築し地下水位の低下を防止すると記載すべきである。</p>	<p>今後、詳細な計画を検討するにあたって、本予測・評価結果を反映した施工方法とする計画です。                      なお、性能発注に関して、本環境影響評価の手続き結果についても考慮することとしておりますので、より環境に配慮した事業計画となるよう進めてまいります。</p>
(8) 日照障害に関すること (5意見)		
72	<p>*日照障害は地表面での予測・評価を                      方法書への意見「*p256 日照障害の予測方法が…日影規制の対象の平均地盤面+4mでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。法律を守るのは当たり前のことである。…知事からも“動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”と特別に意見が出されている。この趣旨に従い、高さ4mではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。植物にとっては日照が非常に大切である。また、その意味でも評価の手法の基準・目標が“「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制“だけでは不十分である。”に対し、“日照障害については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制の対象となる平均地盤面+4mとし、日影の影響が最も大きくなる冬至日における影響を予測しており、予測の結果、長時間影がかかる範囲は建物周囲に留まるものとなります。春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、植物への影響は小さいものと考えます。今後、詳細設計の段階では、建築物を可能な限り小さくできるよう検討を行ってまいります。” p238 とあるが、日影による周辺住居への影響を基本としているという考え方は環境影響評価の精神と全く異なっている。環境影響評価法第二条では「この法律において「環境影響評価」とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行う…環境影響を総合的に評価することをいう。」として、周辺住民への影響に限らず、動植物、景観など様々な環境要素が環境に及ぼす影響について検討することを求めている。                      方法書への知事意見でも「動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること」とある。「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制だけでは不十分であり、そもそも規制基準を守るだけなら環境影響評価は不要である。                      こうしたことから、2020年7月30日付けで、名古屋高裁は新東名高速が「日照権を侵害している」として、名古屋地裁岡崎支部判決(冬至日の日影時間が1時間程度にとどまるとして請求を棄却)を変更し、計160万円の支払いを命じた。原告宅の日影時間が年間平均で5時間に</p>	<p>日照障害の予測については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制との対比ができるように予測を行いました。                      このため、測定水平面は平均地盤面+4mとし、日影の影響が最も大きくなる冬至日における8時～16時についての影響を予測しております。                      予測の結果、日影規制を十分満足するとともに、1時間以上の日影となる範囲は、概ね事業実施区域と別途開発が予定されている隣接事業用地内となっています。また、本予測は、日影が最も長くなる冬至日を対象に行っていますが、春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、周辺の畑地や植物に対する影響も含め、周辺環境への影響は小さいものと考えております。                      さらに、今後、詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について検討を行ってまいります。</p>

表 3(32) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

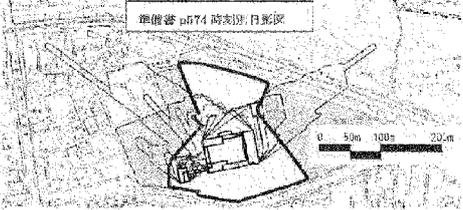
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
72	<p>(続き) 及んでいるとして、「日照被害が社会通念上、我慢できるとされる限度を超えている」と結論付けた(2020年8月4日中日新聞)。現在の建築基準法の日影規制は社会通念上の限度を超えているという逆転判決であり、今後もこうした事例が出てくるであろう。この判決は、被告中日本高速が上告せず、確定している。そうした中で、地表面の日影規制を周辺住民に限らず植物への影響も含めて検討する時期が来ており、評価書では追記されたい。</p>	
73	<p>*p574 等時間日影図は午前7時も時刻別日影図 p574 があり、1年で最も日照に少ない冬至でも“一部、住居棟に影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図を見ると1時間以上の影となる範囲は建物周辺となり住居等は存在しないものと予測する。”p573とあるが、これは、午前8時から16時までの予測であり、建築基準法等の規制が8時から16時までの日影時間で決まっているための方にすぎない。</p> <p>また、法規制では煙突を含まないが、「この時刻別日影図では法規制を超えた煙突を含んでいる。この考えに従い、この程度の日照被害かと勘違いしないよう、もっと極端に日影が長くなる午前7時や午後5時の日影到達点が理解できるように、時刻別日影図 p574 に午前7時、午後5時という日常的な感覚で理解できる時刻の予測を追加すべきである。この図には入りきらないほど日影が長くなり、西側の最寄り住宅への日照被害は深刻なものとなるはずである。</p> 	<p>日照障害の予測については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制の考え方に沿って予測時間帯を設定しております。</p> <p>また、本予測は、日影が最も長くなる冬至日を対象に行っていますが、春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、周辺環境への影響は小さいものと考えております。</p> <p>さらに、今後、詳細設計を行う段階において、環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について 検討を行ってまいります。</p>
74	<p>*p575, 576 2つの等時間日影図の違いを明確に              図 8.8.5 等時間日影図 p575 と図 8.8.6 等時間日影図(日影規制面)p576 があるが、いずれも地上4mでの日影規制が適用される面での結果である。              図 8.8.5 等時間日影図は、煙突を含んだ実際の等時間日影図であるため、図 8.8.5 等時間日影図(煙突を含む、日影規制面)と追記し、地表面での予測結果ではないことを明らかにすべきである。              また、このように建築基準法等の規制に含まれない煙突も含んだ実際の等時間日影図を作成したのだから、時刻別日影図 p574 にも建築基準法等の規制に含まれない午前7時や午後5時という実際の日照被害を含んだ時刻の予測をすべきである。</p>	<p>日照障害の予測については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制との対比ができるように予測時間帯や測定水平面を設定し予測を行いました。</p> <p>また、測定水平面の条件や等時間日影図に煙突を含んでいることは、それぞれ記載しております。</p>

表 3(33) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

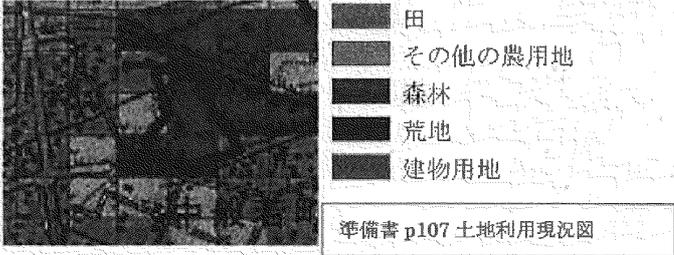
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
75	<p>*p575 等時間日影図には地表面で、植物への影響も評価を図 8.8.5 等時間日影図 p575 は、建築基準法等の規制とは関係なく、煙突も含んだものである。 “日影規制の対象となる平均地盤面+4m とした。” p570 に限らず、地表面での実際の植物、農産物への日照被害がどれだけかを文献調査を追加して正確に表現し、植物への生育障害がどの程度かを評価すべきである。事業実施予定地の西側で、日照被害を被るところには、農地が存在している。</p> 	<p>日照障害の予測結果については、日影規制を十分満足するとともに、1時間以上の日影となる範囲は、概ね事業実施区域と別途開発が予定されている隣接事業用地内となっています。また、本予測は、日影が最も長くなる冬至を対象に行っていますが、春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、周辺の畑地や植物に対する影響も含め、周辺環境への影響は小さいものと考えております。</p> <p>さらに、今後、詳細設計を行う段階において、環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について 検討を行ってまいります。</p>
76	<p>*p577 日照の保全対策を確実に  “施設の存在において、環境影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために実施する環境保全措置”として “建築物を可能な限り小さくする。” 建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。”とあるが、地表面での日影予測、法規制に含まれない午前8時前、午後4時以降の日影予測で再検討し、建物の高さ、敷地からの距離を設けることを確実に行うべきである。</p>	<p>今後、詳細設計を行う段階において、環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について 検討を行ってまいります。</p>

表 3(34) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

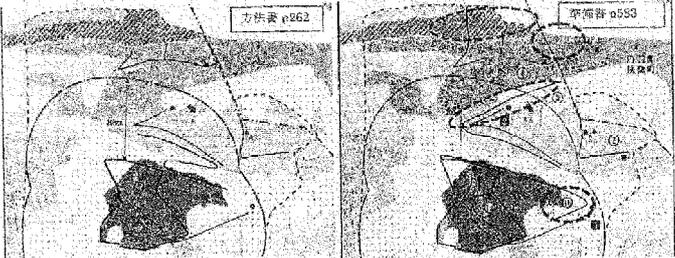
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(9) 動物に関すること (7意見)		
77	<p>*p583 鳥類のラインセンサス調査が不十分                      方法書への意見「*p262 図 7.2.9…鳥類のラインセンサスルートが事業予定地内に 1 本、事業予定地北側のケネザサーコナラ群集を中心に 1 本計画されているが、“事業実施区域及び周囲約 200mの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曽川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲” P257 と矛盾している。ヤナギ低木群落(図のピンク色)とオギ群落(図の黄色)の一部をかすめて哺乳類～昆虫類の任意探査だけであるし、ヤナギ低木群落とオギ群落も鳥類のラインセンサスルートに追加すべきである。」に対し、“ラインセンサスルートは調査範囲の代表的な場所に設定したものであり、この他に任意観察により、調査実施時の現地の状況も踏まえながら、踏査可能な場所を網羅的に調査しました。” p239 とあるが、方法書と準備書を比較すると、事業地周辺の北側、木曽川沿岸で任意踏査ルートを追加している。</p> <p>調査方法を追加して細かく調べることに異存はないが、方法書にどのような問題があって、どこをどう変更したのか明記すべきである。そもそも、方法書で示した調査方法を勝手に変更するようでは環境影響評価の意味がない。</p> 	<p>方法書には文献調査に基づき代表的な場所に設定したルートを記載していましたが、現地調査段階では植生の現況を確認した上、踏査範囲を広げることが可能となったため、広げた任意踏査ルートを記載しました。</p> <p>鳥類のラインセンサスルートについて、方法書に問題があったわけではありませんが、この内容については評価書の第 7 章に追記いたします。</p>
78	<p>*p584 水生生物の調査が不十分                      水生生物の調査地点が、木曽川との合流点だけであるが、約 700m の鴨川排水路の前に、約 1.2km の側溝がある。この側溝に、新たにごみ焼却場の工事の仮設沈砂池等、稼働中の雨水流出抑制設備からの排水が追加されるため、大きな影響を与えるはずである。まずは、ごみ焼却場から側溝に放流する地点での水生生物と水質、水量を調査すべきである。</p>	<p>鴨川排水路前に側溝が敷設されていますが、現況では基本的に湛水・流下がなく、乾燥した状態であり、降雨時に一次的に流下が見られる程度です。そのため、水生生物の生息環境とはなり得ないと考えられることから、適切な調査地点として、今回調査を実施した鴨川排水路を調査箇所としました。</p>
79	<p>*p613 ホンドキツネの代償措置は実施するのか                      “事業実施区域内で連続してホンドキツネが営巣・繁殖していることから、ホンドキツネの環境保全措置として代償措置の必要性を検討した。”として“現生息地及び代償措置実施場所の環境条件等”が表にまとめてあるが、動物についての予測は“現地調査で確認された哺乳類のうち、事業実施区域内で重要な種に該当する種は確認されなかったものの、ホンドキツネが営巣・繁殖していることから、事業実施区域及びその周辺の注目種として予測を行った。その内容は「第 8 章 8.11 生態系」に示すとおりである。” p614 という一方で、生態系でしか予測・評価をしていない。                      その生態系では、有識者への聞き取り結果 p688 も踏まえ、</p>	<p>動物の予測は希少な動植物種を対象に行いました。そのため、希少な動植物種を選定する基準(レッドリスト等)にホンドキツネは該当しません。しかし、生態系の観点からは、ホンドキツネは上位種として重要であることから、影響について予測を行うとともに、生態系上位種の保全の観点から事業による営巣環境への影響を踏まえて代償措置の必要性を検討し、その内容をわかりやすくするために評価書(第 8 章)</p>

表 3(35) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
79	<p>(続き) 予測結果は“ホンドキツネは、事業実施区域内で2年連続で営巣が確認され、幼獣が3個体ずつ生育している。事業実施区域内は営巣地として利用されており”、営巣地の環境条件を整理し“環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷(地点4)が該当し、次点としては、地点4以外の河川敷の地点(地点10、地点12)が挙げられる” p689 とまでは書いてあるが、事業実施区域内の営巣・繁殖地を移設するような代償措置については何も触れていない。放置しておけば、そのあたりに巣穴を移動するだろう程度のことなのか。</p> <p>評価結果は“工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては営巣場所が改変されることから、影響はあると判断される。しかし、環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上し、ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がることが期待されることから、ホンドキツネに係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。” p696 と、代償措置には全く触れていない。影響はあるが、(抽象的な)環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上する保障はない。</p>	<p>(続き) の動物の項目にも記載しました。</p> <p>環境保全措置としては、河川管理者である国土交通省、河川利用者団体、周辺樹林地の地権者といった関係機関等と調整しながら、採餌場所、営巣環境となりうる河川敷の人的利用制限、営巣環境候補樹林の整備等を実施します。しかし、ホンドキツネの営巣地選択特性等について生態が明らかになっておらず、営巣・繁殖地の移設場所や方法が不明であるため、環境保全措置を講じながら事後調査を実施する順応的管理を行ってまいります。</p>
80	<p>*p615 動物の定性的予測は極端</p> <p>“重要な種及び注目すべき生息地について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた上で定性的に予測した。” p615 とあるが、個別にみると、予測が“影響はない”、“影響は極めて小さい”がほとんどである。このような極端な予測結果はあり得ない。再検討すべきである。</p> <p>① 例えば、工事の実施時に、鳥類のオオタカについて“事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。” p616 とある。行動圏の一部が改変されるというが、行動圏(高利用区域 820.2ha)がどの範囲か図面で示すべきである。“事業実施区域及びその周辺を行動圏として利用していることが明らかになった。” p606 と記載する以上、飛翔図を示すことは希少種の情報だからできないにしても、その地図上の位置を明らかにすべきである。また、環境保全措置が低公害型建設機械使用だけで、影響は小さいと予測できるのか。オオタカの営巣場所にもよるが、通常は営巣期の工事は中断するのが当たり前の環境保全措置であるが、そうした措置は取らなくても影響は小さいと断定できるのか。環境保全措置で“水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる”として“台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない” p625 と同様に工期の検討をすべきである。</p>	<p>ご意見に対しては、次のとおり考えております。</p> <p>①オオタカの営巣地情報については、飛翔図同様希少種保護の観点から公表は控えさせていただいています。工事中の影響については、事業実施区域周辺の土地利用、これに伴う騒音等の状況も踏まえて予測評価を行っており、適切な内容であると判断しています。</p> <p>②その他鳥類については営巣場所は確認されておらず、生息情報が得られたのみですが、その確認内容から予測評価を行っており、適切な内容であると判断しています。</p> <p>③その他昆虫類、クモ類、陸産貝類について、得られた生息情報とその確認内容から予測評価を行っていますが、適切な内容であると判断しています。</p> <p>なお、動物全般への環境配慮事項として、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮すること等を行い、影響を低減していくよう努めてまいります。</p>

表 3(36) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

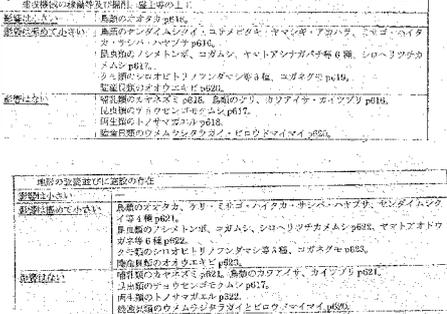
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
80	<p>(続き) ② “センダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラについては、事業実施区域内を利用している可能性はあるが、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。” p616 とあるが、事業実施区域内を利用している可能性はあるということしか現地調査はできなかったのか。確認できた営巣場所と種類、数を記載すべきである。また、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しているから“影響は極めて小さい”という予測はできない。極めて小さいということは“ない”とほとんど同じことであり、予測対象にしないでいいということである。少なくとも、オオタカと同様に“影響は小さい”と表現し、それぞれ適切な環境保全措置を検討すべきである。</p> <p>③ その他昆虫類 p617、クモ類 p619、陸産貝類 p620 も、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しているから“影響は極めて小さい”という予測がしてあるが、少なくとも、オオタカと同様に“影響は小さい”と表現し、それぞれ適切な環境保全措置を検討すべきである。</p> 	
81	<p>*p615 動物は植物と同様にその他事業の影響予測を事業実施区域の東隣、西隣は“②や③の事業については、詳細な計画等が未定であるものの、可能な範囲で予測(動物、植物、生態系、景観)に含めることとする。” p260 とあり、植物については、カワラサイコは“その他事業により将来的には消失する可能性がある” p660 と予測しているが、動物についてこそ、こうした予測を加味する必要がある。たとえば、オオタカの営巣地は事業実施区域の東隣、西隣に含まれないのか、行動圏の一部は改変されるといえるが、将来的な事業実施区域の東隣、西隣の改変は考えないのか、ノシメトンボは“事業実施区域内に安定した水域はない” p618 というが、事業実施区域の東隣、西隣にはないのかなど、それぞれちに密に検討すべきである。</p>	<p>環境影響評価は、基本的に対象となる事業について予測評価を行います。しかし、事業実施区域の隣接区域においてその他事業が進められることから、その他事業区域で確認された重要種(ノシメトンボ、コガネグモ)、または発生地、生息地等が存在する重要種(シロヘリツチカメムシ)は、参考として予測評価を行いました。オオタカについては、事業実施区域の改変による採餌環境等の消失割合は極めて小さく、その他事業区域を追加してもその割合は大きく変化しないことから、事業実施区域を対象とした予測結果を記載しています。</p>

表 3(37) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																
82	<p>*p627 オオタカの評価が食い違っている                      評価結果で“(1)工事の実施…、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工に伴う重要な動物等への環境影響…事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカについては行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。” p627 とあるが、予測結果では“事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。” p616 となっている。予測結果を勝手に拡大解釈しているので、評価を修正すべきである。</p>	<p>オオタカは事業により行動圏の一部が改変されますが、その割合は小さく工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、影響は極めて小さいと予測しました。これについて誤りがありましたので、評価書において予測内容を修正します。</p>																
83	<p>*p627 評価結果で環境保全措置を重複記載                      評価結果で(1)工事の実施、(2)施設の存在ともに“影響は極めて小さい、または影響はないと判断する。”とした後で“さらに、環境保全措置を実施することから、動物に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。” p627 とあるが、予測結果の構成は“オオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。”とあるように、環境保全措置を含めた結果が示してある。つまり環境保全措置を含めた結果、影響は極めて小さい、または影響はないと判断した予測結果なのに、さらに環境保全措置を重複記載している。このような間違いは修正すべきである。</p>	<p>本事業では、事業者が動物に対して実施可能な環境配慮事項を行うこととしており、この内容を踏まえて影響の有無を予測しています。なお、影響は極めて小さい、又はないと判断していた場合でも、より動物全体への影響の低減を期待できることから、環境保全措置を行うこととしています。</p>																
(10) 植物に関すること (5 意見)																		
84	<p>*p654 植物の定性的予測は極端                      “予測の対象は現地調査により確認された植物相(水生植物相含む)、植生、生育が確認された重要な種及び群落とした。” p654 とあるが、植物相、植生への“影響は極めて小さい”であり、個別にみると、予測が“影響はない”、“影響は極めて小さい”ばかりである。このような極端な予測結果はあり得ない。再検討すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="252 1413 922 1615"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の存在に伴う重要な種及び群落への影響に係る予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響は小さい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>影響は極めて小さい</td> <td>重要な種及び群落 p666</td> </tr> <tr> <td>影響はない</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果</th> </tr> <tr> <td>影響は小さい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>影響は極めて小さい</td> <td>カワラサイコ(その他事業により将来的には消失する可能性がある) p660</td> </tr> <tr> <td>影響はない</td> <td>ヒトツバタゴ・ミノワジロ p660、重要な群落 p661</td> </tr> </tbody> </table>	施設の存在に伴う重要な種及び群落への影響に係る予測結果		影響は小さい		影響は極めて小さい	重要な種及び群落 p666	影響はない		工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果		影響は小さい		影響は極めて小さい	カワラサイコ(その他事業により将来的には消失する可能性がある) p660	影響はない	ヒトツバタゴ・ミノワジロ p660、重要な群落 p661	<p>環境影響評価指針を参考に、重要な種及び群落について予測評価を行いました。現地調査の結果より、本事業により改変される範囲及び日影の影響がある範囲内には、重要な種及び群落の生息が確認されず、事業による直接的な影響はないことから影響はないと予測しました。                      なお、カワラサイコについては、直接的な改変は行われられないものの、生息地が事業実施区域に近いことから、間接的な影響があると考えられますが、その変化は小さいことから、影響は極めて小さいと予測しました。                      また、その他の植物種及び群落については事業による直接的な影響はありますが、改変地周辺にも同様の植物種及び群落が確認されていることや、散水等の粉じん飛散防止対策を行うことから、事業による影響は極めて小さいと予測しました。</p>
施設の存在に伴う重要な種及び群落への影響に係る予測結果																		
影響は小さい																		
影響は極めて小さい	重要な種及び群落 p666																	
影響はない																		
工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果																		
影響は小さい																		
影響は極めて小さい	カワラサイコ(その他事業により将来的には消失する可能性がある) p660																	
影響はない	ヒトツバタゴ・ミノワジロ p660、重要な群落 p661																	

表 3(38) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
85	<p>*p660 その他事業の影響も含めるべき                      工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果で、カワラサイコは“その他事業により将来的には消失する可能性がある” p660 とあるが、予測時期の植生図（参考:その他事業による改変を考慮した場合） p659 で、事業実施区域の東隣も西隣も“道路及び人工構造物”とされているが、具体的事業内容も併せて、事業のおおまかな構想を明らかにして、新愛岐大橋（仮称）と同様に必要な項目で予測に含めるべきである。この地区の将来像を明らかにして、環境影響評価を行うべきである。</p> 	<p>その他事業の詳細な事業内容について、事業実施区域東側が改変されることは決定していますが、将来像や詳細な工事計画等については検討中であることから、現段階でできる範囲内で予測・評価を行いました。</p>
86	<p>*p666 植物への日影影響は予測不足                      施設の存在に伴う植物相への影響に係る予測結果で“長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。” p666 であり、植生も同一文章である。ち密な日照予測をしながら、その植物への影響予測はあまりにも粗雑である。どの植物が日照何時間でどんな生育障害が出るかの文献調査を追記すべきである。また植物にとっての「長時間日影」の定義を明らかにし、植物の生育場所に係るのは何㎡というように定量的に示すべきである。</p>	<p>植物相への影響については、環境影響評価指針を参考に重要な種及び群落を予測対象とし、日照阻害の影響を受ける範囲内で確認されていないことから、事業による直接的影響はなく、影響は極めて小さいものと予測しました。                      また、日影の予測に用いた建屋は周辺への影響が最大となる想定建物であり、今後、詳細を検討する中で、可能な限り影響を低減できるよう検討してまいります。</p>
87	<p>* シイ・カシ二次林、緩衝緑地帯の具体策を                      方法書への意見「*p210 配慮書への知事意見“…動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“改変面積はできる限り小さくし、保全の可能な部分については極力保全を図るよう配慮するなど、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とします。”とあるが、…今回の方法書では、配慮書以後、改変面積を小さくする努力の結果がない。せいぜいわかるのは、計画施設への進入口の位置と施設場内の搬入車両動線（想定） p27 程度であるが、敷地の北側 1/3 が残る程度であり、その部分もシイ・カシ二次林を保全する計画とは読み取れない。事業計画に、シイ・カシ二次林を“極力保全を図る”ことが理解でき、かつ敷地境界に設置する緩衝緑地帯を含め、シイ・カシの移植も含めた緑地計画を追加すべきである。」に対し、“配慮書段階から方法書段階において、事業実施区域をさらに精査し、0.2ha ほど縮小しています。また、ご意見の施設配置は、…今後詳細な設計等を行う中で、可能な限り建屋面積や…改変面積の縮小、緩衝緑地帯の詳細を検討します。” p232 とあるが、改変面積の縮小、緩衝緑地帯の詳細は今後の詳細設計等で行うのでは環境影響評価の意味がない。</p>	<p>現段階で決定している計画の中で、本事業による影響が最も大きくなる諸元、条件をもとに予測・評価をしております。また、予測及び評価結果よりさらに実施可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、影響を低減していくよう努めてまいります。</p>

表 3 (39) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
88	<p>*p668 環境保全措置の植栽・緑化計画の早期整備・公表を植物の環境保全措置として“現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。” p668 とあるので、評価書作成までに、この植栽・緑化計画を策定し、公表することで、環境保全措置の妥当性を検討できるようにすべきである。</p>	<p>現段階で決定している計画の中で、本事業による影響が最も大きくなる諸元、条件をもとに予測・評価をしております。また、予測及び評価結果よりさらに実施可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、影響を低減していくよう努めてまいります。</p>
(11) 生態系に関すること (1 意見)		
89	<p>*p689～ 生態系の予測結果は不十分  生態系①上位性：ホンドキツネの予測結果 p689、②上位性：オオタカの予測結果 p690 は、8.9 動物の予測結果そのものであり、生態系としての予測結果とはいえない。影響はあると判断し、適切な環境保全措置もないため、代償措置まで検討しているのに、その具体策もない。  ③典型性：ヒガシキリギリス、カナブン p691、は、“生息環境への影響は極めて小さいと予測する。”とあるが、カナブンについては“事業実施区域内外の落葉広葉樹林の広い範囲で確認されている。…事業実施区域内の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから”にも関わらず影響は極めて小さいと予測しているが極端な結論である。カナブンの確認状況 p681 は、事業予定地のほとんどが堤内地の緑の樹林地全体であり、残りは東隣であり、その他事業でなくなる可能性が高いところである。その他の樹林地は堤外地の薄青色であり、堤防のサイクリングロードより木曽川沿いであり、気象、水分、餌生物分布などは堤内地の緑の樹林地とは異なる生息環境になる。これを一律に、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しておりと考えるのは一方的である。  ④典型性：ヒゲナガカワトビケラ p691、は“個体数の多い成虫は周辺の樹林内で休息しているが、これらは鳥類や爬虫類等の重要な餌資源になっていると考えられる。…成虫が見られる事業実施区域の樹林縁は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではないことから…生息環境への影響は極めて小さいと予測する。”とあるが、鳥類や爬虫類等の重要な餌資源である堤内地の樹林が直接改変されるのに、影響は極めて小さいのではなく、極めてを削除すべきである。  ⑤特殊性：カヤネズミ p692 は、8.9 動物の予測結果そのものであり、生態系としての予測結果とはいえない。</p>	<p>生態系の注目種は、上位性、典型性、特殊性の観点から抽出し、予測評価を行いました。  上位性の注目種については、餌動物や採食地への事業影響に対し予測評価を行っており、動物の予測とは異なっています。ホンドキツネについては影響はあると予測しており、河川管理者である国土交通省、河川利用者団体、周辺樹林地の地権者といった関係機関等と調整しながら環境保全措置を講じて参りませう (79 を参照ください)。環境保全措置としては、採餌場所、営巣環境となりうる河川敷の人的利用制限、営巣環境候補樹林の整備等を実施してまいります。  ③カナブンについては、対象事業実施区域を含む樹林地以外に木曽川沿いの樹林地でも確認されており、この地域の樹林地に広く適応している種であると考えています。このため、予測内容は適切であるとと考えています。  ④ヒゲナガカワトビケラは木曽川で発生し、成虫が周辺の樹林内で休息していると考えています。予測評価はヒゲナガカワトビケラの生態、生息環境を踏まえて行ったものであり、ヒゲナガカワトビケラの成虫の主要な休息場所は木曽川沿いの樹林地であり、事業実施区域で確認された個体は一部であると考えられることから、事業実施区域の樹林が直接改変されても影響は極めて小さいと予測しました。  ⑤特殊性の注目種については、生息環境であり、餌となる高径草本の密生地について、事業影響に対し予測評価を行っており、生態系の注目種として予測評価を行っております。</p>

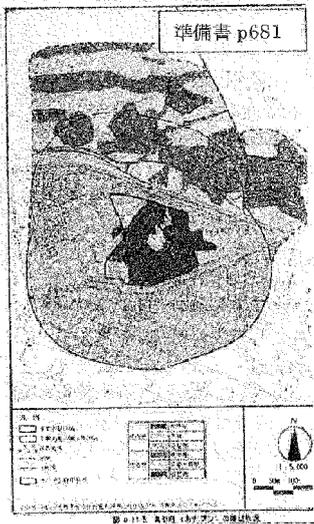


表 3(40) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

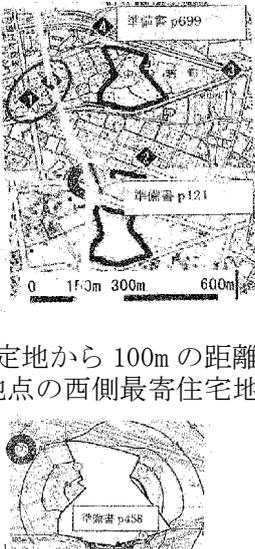
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(12) 景観に関すること (2 意見)		
90	<p>*p698 西側最寄住居付近は建設騒音と同じ位置で            “※施設配置や方法書に対する愛知県環境影響評価審査会            における委員意見を勘案し、西側最寄住居付近として追加し            た。” p698 とあり、方法書にこだわらず近景の景観図を追加            したことは評価する。            しかし、その位置（地点 10）は、            景観調査地点図 p699、景観の状            況 p716 で“西へ約 0.2km”であ            り、西側最寄住居付近とはいえ            ない。また、ほとんど地点 1（西            側住居付近）と同じ位置であり、            意味はない。            建設機械の稼働に伴う建設作業            騒音の予測地点で、“地点 3            西側最寄住居付近” p458 で 63dB            と予測した p457 のは、事業実施予定地から 100m の距離であ            り、少なくともこの建設騒音予測地点の西側最寄住宅地付近            での景観予測をすべきである。</p> 	<p>景観の予測地点については、供用            時の施設の位置が事業実施区域の            南側になることを考慮して最寄り            住居付近を設定しています。            なお、騒音については、工事中に            敷地全体で建設機械等が稼働する            ことが考えられることから、事業実            施区域からの距離が近い住居がま            とまった場所としています。</p>
91	<p>*p698 サイクリングロードは上流側へ移動を            地点 4 サイクリングロード付近の景観の状況で“ここから            は、堤防の法面に遮られ、事業実施区域は眺望できない。”            p704 とあるが、この地点 4 は事業実施区域の北西端であり、            もう少し上流側で事業実施区域の中央や北東端に移動すべ            きである。そうすれば事業実施区域は眺望できるはずであ            る。</p>	<p>サイクリングロードからの眺望            については、いずれの場所からも事            業実施区域は眺望できなかったこ            とから、代表的な地点としての調査            位置を設定しました。</p>
(13) 廃棄物等に関すること (1 意見)		
92	<p>*p759 施設供用による汚泥が抜けている            施設の供用に伴う廃棄物の発生量及び処理方法があるが            p759、焼却灰、焼却飛灰などのほかに、排水の処理フロー p24            の凝集沈殿層、合併処理浄化槽、雨水流出抑制設備などから            の汚泥がわずかとは言え発生するはずである。</p>	<p>ご意見のとおり、汚泥が発生する            可能性があります。生活排水、ご            みピット、プラットホーム洗浄水等            の処理に伴うものであり、その量は            わずかであることから代表的な廃            棄物等について予測・評価し、準備            書に記載しています。</p>
(14) 温室効果ガス等に関すること (2 意見)		
93	<p>*p770 発電による温室効果ガス削減は評価する            “計画施設における発電による温室効果ガス削減量は処理            方式により 13,455～13,673t-CO2/年…温室効果ガス削減の            程度は、処理方式により 40.5～49.7%と予測する。” p770 と            あり、熱回収により 4～5 割の温室効果ガスを削減する計画            であり評価する。計画通り発電できるよう、環境保全措置の            “廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努める。” p774            を具体的に推進されたい。</p>	<p>計画施設においては、より高い発            電効率を実現できるように、詳細設            計と運転計画の検討を進めてまい            ります。</p>

表 3(41) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
94	<p>*建設機械の稼働で低炭素型建設機械の使用を方法書への意見「*p29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として…低炭素型建設機械の使用も検討すべきである。」に対し、“低炭素型建設機械の指定についても、積極的な機械の使用について、同様に指導を行ってまいります。” p228 とあるが、可能な限りではなく、2018年9月現在、低炭素型建設機械が認定されている機種（バックホー、ブルドーザの49型式）なら基本的には使用する、使用できない場合はその理由を明らかにすることを環境保全措置（建設機械の稼働等） p773 に追加すべきである。</p>	<p>建設機械のすべての種類に低炭素型建設機械が設定されているわけではないことから、可能な限り低炭素型建設機械を使用していくこととしています。</p>
7 事後調査計画に関する意見（計1意見）		
95	<p>*p819 ホンドキツネは環境保全措置を講ずるのか 事後調査で“現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、生息地の定着状況を事後調査により把握する。” p819 とあるが、ホンドキツネについては、動物の(3)注目種の生息状況及び生息環境の状況 p609 で触れ、(4)代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況 p613 が調べてあるが、“予測の対象は…動物の重要な種とした。…ホンドキツネが営巣・繁殖していることから、事業実施区域及びその周辺の注目種として予測を行った。その内容は「第8章 8.11 生態系」に示すとおりである。” p614 と生態系で予測するとしてある。 ところが、生態系の予測の後、環境保全措置には“ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。”、“ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。” p695（掘削、盛土等の土工）、p696（地形改変並びに施設の存在）というだけであり、代償措置を実施するとは記載していない。せいぜい環境整備に向けた関係機関との調整と地域の人々の環境意識向上だけであり、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画とは言えない。 ホンドキツネに代償措置をとることを明記したうえで、効果に係る知見が不十分として事後調査を行うべきである。</p>	<p>環境保全措置としては、河川管理者である国土交通省、河川利用者団体、周辺樹林地の地権者といった関係機関等と調整しながら、採餌場所、営巣環境となりうる河川敷の人的利用制限、営巣環境候補樹林の整備等を実施します。しかし、ホンドキツネの営巣地選択特性等について生態が明らかになっておらず、営巣・繁殖地の移設場所や方法が不明であるため、環境保全措置を講じながら事後調査を実施する順応的管理を行ってまいります。</p>

表 3(42) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8	その他の事項に関する意見（計 13 意見）	
96	<p>* 用語解説の出典不明</p> <p>方法書への意見「*p273～287 用語解説があるが、その出典を明記すべきである。環境影響評価の手続き中で 2019 年 1 月に準備書を公表した豊橋田原ごみ処理施設の委託業者は、今回の尾張北部環境組合ごみ処理施設と同じ八千代エンジニアリング株式会社名古屋支店であるが、豊橋田原ごみ処理施設の用語解説では、最後に出典として、「環境アセスメント用語集」（環境影響評価情報支援ネットワークホームページ <a href="http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html">http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html</a>）と「EIC ネット環境用語集」（一般財団法人環境イノベーション情報機構ホームページ <a href="http://www.eic.or.jp/ecoterm/">http://www.eic.or.jp/ecoterm/</a>）が記載されている。</p> <p>例えば、「環境振動」、「寄与濃度」、「自動撮影法」、「大気汚染常時監視測定局」、「任意観察法」、「任意採集法」、「ポイントセンサス法」、「目撃法」、「有害物質」、「有害大気汚染物質」は「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」にもないが、出典は何か。「要請限度」は「環境アセスメント用語集」で「対策を講じるよう要請することができる」と間違った説明がしてある。さすがに方法書ではそのままではなく、騒音、振動共に“要請するものとしている”と若干の修正をしている。」に対し、“用語の解説については「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」やその他の専門書等の文献を参考に、住民の方にわかりやすくなるよう作成しているため、必ずしも各文献に記載の内容をそのまま引用しているものではありません。なお、用語の解説は条例等で規定されるものではなく、事業者の意向で作成しているものです。” p239 とあるが、事業者の意向と責任で作成していると表現すべきである。また、要請限度については“の措置をとるべきことを要請するものとしている”とさらに正しく修正したことぐらいいは見解で示すべきである。</p> <p>全体として必要な用語解説が不足している。振動に関しては、環境振動、地盤卓越振動数、振動レベル、'道路交通振動、要請限度であるが、“ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました” p236 等と新しく導入した、振動の感覚閾値の用語解説こそ必要である。</p>	<p>ご指摘いただきましたが、準備書でも記載している通り、用語の解説については「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」やその他の専門書等の文献を参考に、住民の方にわかりやすくなるよう作成しているため、必ずしも各文献に記載の内容をそのまま引用しているものではありません。なお、用語の解説は条例等で規定されるものではなく、事業者の意向と責任で作成しているものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
97	<p>処理場建設にあたり、当初の各市町村の考え方が詳細に統一されたものになっているのかが心配です。犬山市以外については抽象的思考で表現されていて、今回建設にあたり具体的な項目が今の時点では表記されていないから。</p> <p>例 建設にあたり環境、コスト、災害対策、使用限度など細かくあげればたくさんありますが、環境に関しては力を入れて記載等されていますが、それ以外については不明箇所が多いと見えます。</p>	<p>2 市 2 町の総合計画の記載内容については、策定及び改訂年度や各市町の記載方針が異なることにより統一された記載とはなっていないのが現状です。</p> <p>ごみ処理施設の建設にあたりましては、事業者である組合を中心に、2 市 2 町の意向を確認及び反映しながら必要な手続きを進めております。</p>

表 3(43) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
98	<p>立地適正化計画に適しているとは考えられない。立地適正化計画とはいったい何なのか明確にする必要がある。計画地の右上部分には先祖から守られている(所有者の名前は知りませんが)墓地があります。墓地がすぐ隣りにある土地の中でゴミ事業を行なうことは江南市立地適正化計画に多いに反するもので、管理者の責任は重大かつ悪質に近いものなりかねない。市がやるからと言って許されるものではありません。この計画は市民の敵になるものです。敵を作るものです。中止して別の場所を選定する必要があります。</p>	<p>立地適正化計画とは、今後の人口減少や超高齢社会などの課題に対応して、医療・福祉施設、商業施設などの生活利便施設や住居などがまとまって立地する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の集約型都市構造の形成を進めるための計画であり、ごみ処理施設の整備に関しましては、江南市都市計画マスタープランにおいて、計画地を「暮らしと安全のエリア」と位置付け、「暮らしと安全のために必要な公共公益施設用地」として、広域処理する新ごみ処理施設や災害時の防災拠点など、適切な土地利用の形成を図ります。」としています。</p> <p>また、墓地については、引き続き移転に向けて交渉を続けてまいります。</p>
99	<p>土地に関して、木曽川の扇状敷の土地柄であり、大石・小石など砂利層があるのではないかと推測いたします。守口大根など栽培している土地が近隣にあることも理由の1つです。又、近辺は昔、川の氾濫で無くなる土地柄もあり、基礎部分はしっかりと作らなければならず地震にも耐える特に液状化に類似したことにも対応を考えてみてはと思います。(表記のページなどが無かったと思います)</p>	<p>組合が平成30年度に実施しました地質調査の結果では、「今回対象地(計画地)については、表層付近より概ねN値&gt;50の硬質な玉石混じり砂礫層が分布しており、地下水位も深いため、大規模な液状化が発生する可能性は低いと推察される。」とされておりますが、ご意見のとおり、建物そのものや機能に重大な障害が生じないように、地盤の特性を十分に検討した上で、確実に施工できる基礎形式や基礎工法を選定してまいります。</p>
100	<p>直接的には関係ないかもしれませんが、明記させていただきます。</p> <p>①焼却炉の火災防止対策 ②収集車の転落防止(救出対策) ③デブリ処理(焼却後の不燃物対策) ※炉を止めて1週間程度冷却後取る</p> <p>上記は全国の焼却炉(処理場)で起きた事例(事故)だと思います。と同時に焼却炉を止めなければならないという状況が発生する為、その間は使用が出来なくなります。市民生活としては問題点の1つと言えます。</p>	<p>記載いただいた事故及び類似事故が起こることのないよう、事故防止のための対策を講じていきます。</p>
101	<p>堤防道路(個人的一般意見)の交通量について、犬山市から一宮市まで日常頻繁に使われているが、今回四市町の混合になると渋滞の要素が出るのではないかと思います。問題はないでしょうか。自家用車とゴミ収集車では大きさが違うし扱う人が異なりますので持っている意識の差が出るのではないかと思います。(使用期間が長くなる為)</p>	<p>交通混雑の予測及び評価結果については第8章(人と自然との触れ合いの活動の場)に記載のとおり、環境影響の程度は小さいと判断しています。</p> <p>なお、渋滞対策につきましては、県道浅井犬山線から計画地への進入部分に右折帯を設ける等、可能な限りの対策を講じることとしています。</p>
102	<p>木曽川沿いの堤(計画地北側堤防道路)の耐久性について都市計画の案の中には載っていないと思います。</p>	<p>道路の耐久性については、分かりかねますので、見解は控えさせていただきます。</p>

表 3(44) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
103	<p>ごみ処理場による熱や振動について煙は少ないと思いますが周辺の環境には多少なりとも影響が出るのではないかと思います。</p>	<p>本施設の稼働により、大気質、騒音・振動等が発生しますが、環境影響評価の結果、その程度は小さく、環境への影響は小さいものと考えております。今後詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるよう検討してまいります。</p>
104	<p>各務原の自衛隊の航空機が低空飛行で飛ぶコース上にもあり、その影響もあるのではないかと思います。飛行コースが今までとは違ってくるのではないかと思います。 犬山市の木曾川に近い所では肉眼で飛行機の下部局が鮮明に見えるぐらいの低空で飛んでいるので。</p>	<p>各務原市内にある航空自衛隊岐阜基地の周辺は、航空機が安全に飛行できるよう航空法により建物の高さが制限されています。本施設についても、航空法により定められた高さ以下の建物とすることから、航空機の飛行に支障はありません。</p>
105	<p>(一般廃棄物処理施設)にかかる金額がむちゃくちゃ高すぎるものです。238 億円では話しになりません。100 億円でも高い為、市民の税金がいくらあってもたりない。こんなものを建設する為に何百億円も使うわけにはいかない。布袋高架等区画整理事業と同じぐらいの予算を計上するわけにはいかない。江南市としては年間 1 億円もかけてもらっては市民の生活に影響がでるぐらいです。 1 年間で 1 億円以上の税金を使うことは納得できない。 (同様の意見 他 1 通)</p>	<p>ごみ焼却場などのごみ処理施設は、我々の日常生活や企業の事業活動などで排出されるごみを処理し、清潔で快適な都市環境を提供する必要不可欠な施設であると考えますが、過大な施設とならないよう努めてまいります。</p>
106	<p>処理場の施設が完了した状態のデータがのっていますが動いているときのデータはどうなりますか。市民の方々にはなかなかデータを理解することはむずかしい。</p>	<p>施設の稼働時の予測結果につきましては、第 8 章の各項目に記載しております。今後も分かりやすい図書となるように努めてまいります。</p>
107	<p>市民の苦情を始めからいわせない環境影響評価準備のための書であり、わかりにくいデータをのせておけばなんのこともまったくわからないデータのデータ書である。</p>	<p>図書の作成にあたっては、住民の皆様にとって、少しでも分かりやすい図書となるように、あらましや要約書を作成しているほか、説明会についても開催しております。 また、図書の内容につきましては、愛知県環境影響評価条例に基づき作成しており、現地調査の詳細な結果や、予測に用いた条件等の必要なデータを掲載していることから、ページ数が多くなっています。</p>